令和7年度

定期巡回 · 随時対応型訪問介護看護

令和7年10月

伊万里市 長寿社会課 介護給付係 有 田 町 健康福祉課

目 次

1	坩	地域密着型サービスについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••P1
2	兌	Z期巡回・随時対応型訪問介護看護について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••P2
3	人	、員に関する基準について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	₽3∼10
4	彭	は備に関する基準について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P11∼12
5	追	置営に関する基準について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P13∼42
6	ĵ	・護サービス事業者の労働法規の遵守について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••P43
7	坩	地域密着型サービスに係る自己評価及び外部評価実施について・・・・・・・・	P44∼45
8	Ĵ	・護報酬算定に関する基準について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••P46
((1)	サービス種類相互の算定関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••P47
((2)	同一時間帯に複数種類の訪問サービスを利用した場合の取扱い	
		について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		基本報酬の算定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
((4)	基本単位の算定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	…P47∼48
((5)	訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費	
		(I) の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ)の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅲ)の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		高齢者虐待防止未実施減算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		業務継続計画未策定減算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	∙•P51
(1	0)	通所系サービス及び短期入所系サービスを利用した場合の取扱いにつ	
			…P51∼52
(1	1)	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所	
		と同一の建物(同一敷地内建物等)に居住する利用者に対する取扱い について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	DE0 50
(1	0)		
		特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		中山間地域に所在する事業所の加算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		平田间地域利用有べの加鼻・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		特別管理加算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		ターミナルケア加算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		主治の医師の特別な指示があった場合の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		サービス種類相互の算定関係について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		初期加算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		退院時共同指導加算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		総合マネジメント体制強化加算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		生活機能向上連携加算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		認知症専門ケア加算についてについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		口腔連携強化加算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2	6)	サービス提供体制強化加算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P72∼74
(2	7)	介護職員等処遇改善加算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P75∼81
9	证	る去の運営指導において、指摘が多い事項について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••P81
1 0		ご更の届出等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1 1	ĵ	護保険指定事業者等の事故発生時の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	··P85∼86

1 地域密着型サービスについて

地域密着型サービスは、要介護や要支援状態となっても、可能な限り、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするためのサービス体型として、平成18年4月に創設されました。

住み慣れた自宅や地域での生活の継続を目的としているため、原則として、当該地域密着型サービス事業所が所在する市町村の住民(被保険者)が利用できるサービスで、市町村が指定・指導監督の権限を持ちます。

なお、伊万里市の地域密着型サービスを利用できる方は、要支援・要介護の認定を受けた伊万里市の被保険者のみです。

基準の性格【解釈通知】

- 1 基準は、指定地域密着型サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めた ものであり、指定地域密着型サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならない こと
- 2 指定地域密着型サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定地域密着型サービスの指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守する勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかった時は、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、[(略)]、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。[(略)]
- 3 特に、指定地域密着型サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に 事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応すべきであること。

指定地域密着型サービスの事業の一般原則【基準第3条】

第3条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならなない。

- 2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者([略]) その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を 行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

雑則【基準第 183 条、予防第 90 条】

第183条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これに類するもののうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(〔略〕)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁気的記録により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁気的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護について

第1節 基本方針等 【基準第3条の2、3】

第3条の2 指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

【解釈通知】

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りしに居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものである。

第3条の3 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。

- 一 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)をいう。以下この章において同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「定期巡回サービス」という。)
- 二 あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等 (保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下この章において同じ。)による対応の要否等を判断するサービス(以下「随時対応サービス」という。)
- 三 随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行 う日常生活上の世話(以下この章において「随時訪問サービス」という。)
- 四 法第8条第15項第一号に該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部として看護師等が 利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助(以下この章において「訪問看護サ ービス」という。)

3 人員に関する基準について

第2節 人員に関する基準【基準第3条の4】

オペレーター (随時対応サー ビスとして、利 用者又はその家 族等からの通報 に対応する定期 巡回·随時対応 型訪問介護看護 従業者)

配置要件

第3条の4

一 〔略〕指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯(以下この 条において「提供時間帯」という。)を通じて1以上確保されるために必要な数 以上

【解釈通知】

- (1) ①ロ オペレーターは提供時間帯を通じて1以上配置している必要がある が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に常駐している 必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等に同行し、地域 を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えない。 また、午後6時から午前8時までの時間帯については、ICT等の 活用により、事業所外においても、利用者情報(具体的なサービス の内容、利用者の心身の状況や家族の状況等)の確認ができるとと もに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコー ルに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に 応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合は、必ず しも事業所内で勤務する必要はない。さらにサテライト拠点を有す る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては、本体 となる事業所及びサテライト拠点のいずれかにおいて常時1以上の オペレーターが配置されていれば基準を満たすものである。なお、 サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人 員を確保する者とする。
- (1) ①ハ オペレーターは、原則として利用者からの通報を受ける業務に専従 する必要があるが、利用者の処遇に支障がない場合は、定期巡回サ ービス及び訪問看護サービス並びに同一敷地内の指定訪問介護事業 所、指定訪問看護事業所並びに指定夜間対応型訪問介護事業所の職 務に従事することができること。なお、当該オペレーターが、定期 巡回サービスに従事している等、利用者の居宅においてサービスの 提供を行っているときであっても、当該オペレーターが利用者から の通報を受けることができる体制を確保している場合は、当該時間 帯におけるオペレーターの配置要件を満たすものであること。また、 利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができ ることとしているが、これは、例えば、市町村が地域支援事業の任 意事業において、家庭内の事故等による通報に、夜間を含めた36 5日24時間の随時対応ができる体制を整備する事業を行っている 場合、その通報を受信するセンターと指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護事業所の設備の共用が可能であり、オペレーターは、こ の市町村が行う事業の受信センター職員が行う業務に従事すること ができるということである。

第3条の4

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者(以下 この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければなら ない。〔略〕

【解釈通知】

(1) ①イ オペレーターは、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、

社会福祉士又は介護支援専門員でなければならない。ただし、当該オペレーターがオペレーターとして勤務する時間以外の時間帯において、当該オペレーター又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の看護師等との緊密な連携を確保することにより、利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、サービス提供責任者として1年以上(介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修2級修了者にあっては、3年以上)従事した者をオペレーターとして充てることができることとしている。この場合、「1年以上(3年以上)従事」とは単なる介護等の業務に従事した期間を含まず、サービス提供責任者として任用されていた期間を通算したものであること。

第3条の4

3 オペレーターのうち1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等でなければならない。

【解釈通知】

(1) ① ニ オペレーターのうち1名以上は、常勤の看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員でなければならないとしているが、同一敷地内の指定訪問介護事業所及び指定訪問看護事業所並びに指定夜間対応型訪問介護事業所の職務については、オペレーターと同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるため、これらの職務に従事していた場合も、常勤の職員として取り扱うことができる。

第3条の4

4 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所([略])、指定訪問看護事業所([略])若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所([略])の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

【解釈通知】

(1) ①ホ オペレーターは、随時訪問サービスを行う訪問介護員として従事することができること。なお、基準第3条の4第7項における「利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合」とは、IC T等の活用により、事業所外においても、利用者情報(具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等)の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合であること。

第3条の4

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- 一 指定短期入所生活介護事業所(〔略〕)
- 二 指定短期入所療養介護事業所(〔略〕)

- 三 指定特定施設(〔略〕)
- 四 指定小規模多機能型居宅介護事業所(〔略〕)
- 五 指定認知症対応型共同生活介護事業所(〔略〕)
- 六 指定地域密着型特定施設(〔略〕)
- 七 指定地域密着型介護老人福祉施設 (〔略〕)
- 八 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(〔略〕)
- 九 指定介護老人福祉施設(〔略〕)
- 十 介護老人保健施設(「略」)
- 十一 介護医療院(〔略〕)

【解釈通知】

(1) ①へ 基準第3条の4第5項各号に掲げる施設等の入所者等の処遇に支障が認められない場合に、当該施設職員(イの要件を満たす職員に限る。)をオペレーターとして充てることができることとしていること。また、当該オペレーターの業務を行う時間帯について、当該施設等に勤務しているものとして取扱うことができること。ただし、当該職員が定期巡回サービス、随時訪問サービス又は訪問看護サービスに従事する場合は、当該勤務時間を当該施設等の勤務時間には算入できない(オペレーターの配置についての考え方についてはハと同様)ため、当該施設等における最低基準(当該勤務を行うことが介護報酬における加算の評価対象となっている場合は、当該加算要件)を超えて配置している職員に限られることに留意すること。

★☆★ポイント★☆★

オペレーターや随時訪問サービスを行う訪問介護員等が、「・・・必ずしも事業所内で勤務する必要はない・・・」とは、事業所以外の、例えば自宅等で勤務することも可能という意味です。勤務体制(サービス提供時間帯を通じて1以上)については、宿直体制が認められるわけではありません。

定期巡回サービスを行う訪問介 護員等

配置要件

第3条の4

二 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上

【解釈通知】

(1)② 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数については、必要な数としているが、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保するものとする。

★☆★ポイント★☆★

事業所としては、利用者のニーズに対し24時間対応が可能な体制を確保する必要がありますが、全ての利用者に全ての時間帯においてサービスを提供しなければならないわけではなく、例えば適切なアセスメントの結果、深夜帯の定期巡回サービスが1回もないといった計画となることもあり得ます。定期巡回サービスの提供に当たる訪問介護員等は「必要数」配置することとされており、結果として定期巡回サービスが存在しない時間帯が存在する場合、当該時間帯に定期巡回サービスの訪問介護員等を配置しないことも可能です。

随時訪問サービ スを行う訪問介 護員等

配置要件

第3条の4

- 三 提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以 上確保されるために必要な数以上
- 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供 に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当 該指定定期巡回・訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある 指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事するこ とができる。
- 7 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

- 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は当該職務に専従し、かつ、 (1) ③イ 提供時間帯を通じて1以上配置している必要があるが、定期巡回サ ービス及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定夜間対応型 訪問介護事業所の職務に従事することができることとしているほ か、オペレーターが当該業務に従事することも差し支えないこと。 また、午後6時から午前8時までにの時間帯については、利用者か らの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の 対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整 備されているのであれば、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。 さらに、サテライト拠点を有する指定定期巡回・随時対応型訪問介 護看護事業所においては、本体となる事務所及びサテライト拠点の いずれかにおいて、事業所として必要とされる随時訪問サービスを 行う訪問介護員等が配置されていれば基準を満たすものである。な お、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数 の人員を確保するものとする。
- (1) ③ロ 看護師等の資格を有している者については、「介護員養成研修の取扱細則について(介護職員初任者研修関係)」(平成24年3月28日老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知)により、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行う訪問介護員等の業務に従事することを認めている。なお、看護師の資格を有する者を訪問介護員等として雇用する場合は、訪問介護員等として雇用されているため、保健師助産師看護師法に規定されている診療の補助及び療養上の世話の業務(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)の規定に基づく、自らの事業又はその一環として、たんの吸引等(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。以下同じ。)の業務を行うための登録を受けている事業所において実施されるたんの吸引等の業務を除く。)を行うものではないこと。

★☆★ポイント★☆★

随時訪問サービスは、オペレーターが利用者の心身の状況を適切に把握し、適切なアセスメントの結果に基づき随時訪問サービスを提供すべきか等を判断するものであり、通報内容に応じて通話による相談援助を行うのみの対応や、医療機関への通報を行う等の対応となることも十分に想定されるものです。また、事業者はこうしたサービス内容について、利用者等に対し十分に説明を行うようにしてください。

また、随時の通報があってから、概ね30分以内に駆け付けられるような体制確保に努めて ください。なお、同時に複数の利用者に対して随時の訪問の必要性が生じた場合の対応方法に ついて、あらかじめ定めておく必要があります。

訪問看護サービ スを行う看護師 等

配置要件

第3条の4

- 四 次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める員数
 - イ 保健師、看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 常勤換算方法で2.5以上
 - ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の実情に応じた適当数
- 9 看護員のうち1人以上は、常勤の保健師又は看護師(第3条の23第1項及び第3条の24において「常勤看護師等」という。)でなければならない。
- 10 看護職員のうち1人以上は、提供時間帯を通じて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者との連絡体制が確保された者でなければならない。
- 12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第一号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第5項の規定により同条第1項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第171条第14項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第四号イに規定する基準基準を満たしているものとみなすことができる。

- (1) ④イ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における保健師、看護師又は准看護師(以下この号において「看護職員」という。)の員数については常勤換算方法で2.5人以上としているが、これについては職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保すること。
- (1) ④ロ 勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員についての勤務延時間の算 定については、次のとおりの取扱いとする。
 - a 勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員によるサービス提供の 実績がある事業所における、勤務日及び勤務時間が不定期な看護 職員1人当たりの勤務時間数は、当該事業所の勤務日及び勤務時 間が不定期な看護職員の前年度の週当たりの平均稼働時間(サー

ビス提供時間及び移動時間をいう。)とすること。

- b 勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員によるサービス提供の 実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のため a の 方法によって勤務延時間数の算定を行うことが適当でないと認 められる事業所については、当該勤務日及び勤務時間が不定期な 看護職員が確実に勤務できるものとして勤務表に明記されてい る時間のみを勤務延時間に算入すること。なお、この場合におい ても、勤務表上の勤務延時間数は、サービス提供の実態に即した ものでなければならないため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離 していると認められる場合には、勤務表上の適正化の指導の対象 となるものであること。
- (1) ④ハ サテライト拠点があるときは、常勤換算を行う際の看護職員の勤務 延時間数に、当該サテライト拠点における勤務延時間数を含めるも のとする。
- (1) ④ニ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の看護職員が、オペレーターとして従事するとき及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成等において必要なアセスメントのための訪問を行うときの勤務時間については、常勤換算を行う際の訪問看護サービスの看護職員の勤務時間として参入して差し支えないこと。ただし、③の口により訪問介護員等として定期巡回サービス及び随時訪問サービスを行うときの勤務時間については、当該常勤換算を行う際に算入することはできないものであること(当該勤務時間と訪問看護サービスを行う勤務時間を合算した時間数が、常勤の職員が勤務すべき勤務時間数となる場合は、当該看護職員を常勤職員として取り扱うこと。)。
- (1) ④ホ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護の事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合は、常勤換算法で2.5以上配置されていることで、双方の基準を満たすこと。なお、これに加えて指定複合型サービス事業者の指定を併せて受け、一体的に運営する場合は、さらに常勤換算方法で2.5以上の看護職員の配置が必要であることに留意すること。
- (1) ④へ 訪問看護サービスを行う看護職員のうち、1人以上は常勤の保健師 又は看護師でなければならない。
- (1) ④ト 訪問看護サービスを行う看護職員は、オペレーターや随時訪問サービスを行う訪問介護員等のように、常時の配置を求めていないが、利用者の看護ニーズに適切に対応するため、常時、当該看護職員のうち1人以上の者との連携体制を確保しなければならない。
- (1) ④チ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士については、実情に応じた適当数を配置する(配置しないことも可能である。)こと。

計画作成責任者

配置要件

第3条の4

11 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等であるもののうち1人以上を、利用者に対する第3条の24第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者(以下この章において「計画作成責任者」という。)としなければならない。

(1) ⑤ 計画作成責任者は①から④までに掲げる定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者のうち、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員から1人以上を選任しなければならないこととしており、オペレーターの要件として認められているサービス提供責任者として3年以上従事した者については当該資格等を有しない場合、計画作成責任者としては認められないことに留意すること。また、利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできるものである。なお、利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保するものとする。

管理者

配置要件

第3条の5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者はオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等、訪問看護サービス行う看護師等である必要はないものである。
 - ①当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のオペレーター、 定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問 介護員等、訪問看護サービス行う看護師等又は計画作成責任者の職務 に従事する場合
 - ②当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問介護事業者、指定訪問看護事業者又は指定夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてそれぞれの事業が一体的に運営されている場合の、当該指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事する場合
 - ③同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従事者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合(施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。)、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。)

連携型指定定期 巡回・随時対応 型訪問介護看護 の人員及び運営 に関する基準の 特例 第3条の41 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(〔略〕)の事業を行う者 (〔略〕)が当該事業を行う事業所ごとに置くべき定期巡回・随時対応型訪問看護従業者 の職種及び員数については、第3条の4第1項第四号、第9項、第10項及び第12項の 規定は適用しない

【解釈通知】

(1)連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基準

連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては、訪問看護サービスの提供を行わず、連携指定訪問看護事業所が行うこととなる。したがって、訪問看護サービスに係る人員、設備及び運営基準が適用されないことを除けば、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護以外の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(以下、「一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。)に係る基準が全て適用されることになるので、1から4まで(訪問看護サービスの提供に係る事項を除く。)を参照されたい。

人員基準の用語の定義等

(1) 常勤換算方法

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の員数に換算する方法をいうものである。

【常勤換算方法による職員数の算定方法について】

歴月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所又は施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で 除することによって算定するものとし、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。

※やむを得ない事情により、配置されていた従業員数が一時的に1割の範囲内で減少した場合は、1月を超えない期間内に従業員が補充されれば、従業員数が減少しなかったものとみなすこととする。

(2) 勤務延時間数

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

(3) 常勤

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数 (週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。) に達していることをいうものである。

ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

※人員基準において常勤要件が設けられている場合、産前産後休業・育児休業・介護休業・育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することで人員基準を満たすことが可能であることとする。

※事業者の雇用形態が正規職員であっても、上記の時間に達していない場合は、「非常勤」となります。

(4) 専ら従事する・専ら提供に当たる

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従事者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、 当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

4 設備に関する基準について

第3節 設備に関する基準【基準第3条の6】

第3条の6 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

【解釈通知】

- (1)指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。また、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が健康保険法による指定訪問看護の指定を受けている場合には当該事務室を共用することは差し支えない
- (2)事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。
- (3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に必要な設備及び備品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。なお、事務室・区画、又は設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。

機器等

第3条の6

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第一号に掲げる機器等については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。
 - 一 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等
 - 二 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない
- 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者(第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護(第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- (4) 利用者からの通報を受けるための機器については、必ずしも当該事業所に設置され固定されている必要はなく、地域を巡回するオペレーターが携帯することもできること。また、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、利用者からの通報を受けた際に瞬時にそれらの情報が把握できるものでなければならないが、通報を受信する機器と、利用者の心身の情報を蓄積する機器は同一の機器でなくても差し支えないこと。したがって、通報を受ける機器としては、携帯電話等であっても差し支えないこと。
- (5) 利用者の心身の状況等の情報を蓄積する機器等については、事業所・事業者内のネットワークや情報セキュリティに十分に配慮した上で、インターネットを利用したクラウドコンピューティング等の技術を活用し、オペレーターが所有する端末から常時利用者の情報にアクセスできる体制が確保されていれば、必ずしも当該事業所において機器等を保有する必要はない。また、常時利用者の情報にアクセスできる体制とは、こうした情報通信技術の活用のみに限らず、例えば、オペレーターが所有する紙媒体での利用者のケース記録等が、日々の申し送り等により随時更新され当該事業所において一元的に管理されていること等も含まれるものである。
- (6) 利用者に配布するケアコール端末は、利用者が援助を必要する状態となったときにボタンを押すなどにより、簡単にオペレーターに通報できるものでなければならない。ただし、利用者の心身の状況によって、一般の家庭用電話や携帯電話でも随時の通報を適切に行うことが可能と認められる場合は、利用者に対し携帯電話等を配布すること又はケアコール端末を配布せず、利用者所有の家庭用電話や携帯電話により随時の通報を行わせることも差し支えないものである。
- (7) 利用者に配布するケアコール端末等については、オペレーターに対する発信機能のみならず、オペレーターからの通報を受診する機能を有するものや、テレビ電話等の利用者とオペレーターが画面上でお互いの状況を確認し合いながら対話できるもの等を活用し、利用者の在宅生活の安心感の向上に資するものであることが望ましい。
- (8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてこれらの事業が一体的に運営されている場合は、随時対応サービスの提供に必要となる設備を双方の事業で共用することができるものである。

5 運営に関する基準について

第4節 運営に関する基準 【基準第3条の7~第3条の42】

1 内容及び手続の 説明及び同意

【基準第3条の7】

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得なければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出が あった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該 利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を 使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条 において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指 定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一~二 [略]

 $3 \sim 6$ [略]

【必要な記載内容】

- ①運営規程の概要(法人名、事業所名、事業所番号、併設サービス、営業時間、サービス提供 日、サービス提供時間、利用料、その他費用の額など)
- ②従業者の勤務体制
- ③事故発生時の対応
- ④苦情処理の体制
- ⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した 評価機関の名称、評価結果の開示状況)
- ⑥その他の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項

【解釈通知】

①基準第3条の7は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対し適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。)の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、書面によって確認することが望ましいものである。

② [略]

★☆★チェック★☆★

運営指導において、重要事項説明書に記載すべき項目の不足が多く見受けられます。特に「提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)」の項目が記載されていないケースが多いです。

また、介護報酬改定や加算の新規算定等に伴う利用料の変更について、利用者からの同意が文書で得られていないケースが見受けられますので、留意してください。

2提供拒否の禁止 【基準第3条の8】

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由なく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を拒んではならない。

【解釈通知】

基準第3条の8は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難な場合である。

3 サービス提供困 難時の対応

【基準第3条の9】

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所の通常の事業実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をい う。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介 護看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支 援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)への連 絡、適当な他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の紹介その他の必要な措置を速やかに 講じなければならない。

【解釈通知】

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由により、利用申込者に対し 自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた 場合には、基準第3条の9の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への 連絡、適当な他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の紹介その他の必要な措置を 速やかに講じなければならないものである。

4 受給資格等の確 認

【基準第3条の1 0】 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の被保険者証に、法第78条の3 第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するように努めなければならない。

【解釈诵知】

- ①基準第3条の10第1項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないことを規定したものである。
- ②基準第3条の10第2項は、利用者の被保険者証に、指定地域密着型サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、これに配慮して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するように努めるべきことを規定したものである。

5 要介護認定の申 請に係る援助

【基準第3条の1 1】 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、要介護認定の申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行なわなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、

必要な援助を行わなければならない。

【解釈通知】

- ①基準第3条の11第1項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないことを規定したものである
- ②基準第3条の11第2項は、要介護認定の有効期間が原則として6ヶ月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内におこなわれることとされていることを踏まえ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認める時は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないことを規定したものである。

6 心身の状況等の 把握

【基準第3条の1 2】 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議([略])等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

7指定居宅介護支援事業者等との連 携

【基準第3条の1 3】 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該 利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉 サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

【解釈通知】

基準第3条の13第1項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、利用者の在宅生活の継続のための総合的な支援を、日々の定期巡回サービス等の実施により継続的に把握される利用者の心身の状況に応じて柔軟に行うサービスであることから、その他の介護保険サービスの利用を含めた利用者の地域での生活全般のマネジメントを行う指定居宅介護支援事業者との連携を密にしておかなければならないこととしたものである。

また、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、医療が必要とされる場合があることから、医療が円滑に提供できるよう、常に保健医療サービス等を提供する者との連携の確保に努めなければならないことを規定したものである。

※指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第12号において、「「介護支援専門員」は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている評価の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の提供の求めがあった際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を提供することに協力するように努めるものとする。

8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助

【基準第3条の1 4】 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

【解釈通知】

基準第3条の14は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第65条の4第1項第一号イ又は口に該当する利用者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができることを踏まえ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、同項第一号イ又は口にも該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明、居宅介護支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならないことを規定したものである。

9居宅介護サービス計画に沿ったサ ービスの提供

【基準第3条の1 5】 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅介護サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第一号ハに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。

【解釈通知】

基準第3条の15は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)に沿って提供されなければならないことを規定したものである。指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、[略]訪問時間帯又は内容等の変更を行った場合は、当該利用者を担当する介護支援専門員に対し適宜報告を行う等、基準第3条の13の趣旨を踏まえて適切な連携を図るものとする。

★☆★チェック★☆★

運営指導において、居宅介護サービス計画と定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の記載内容に齟齬が見受けられるケースが多くあります。利用者を担当している介護支援専門員と適切な連携を図り、計画の内容に齟齬がないよう注意してください。

また、居宅サービス計画の目標期間(短期・長期)が過ぎているにも係わらず、更新されていないケースが見受けられますので、介護支援専門員と適切な連携を図ってください。

10居宅サービス 計画等の変更の援 助

【基準第3条の1 6】 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

【解釈通知】

第3条の16は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を法定代理受領サービスとして提供するためには当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が居宅サービス計画に位置付けられている必要があることを踏まえ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合(利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。)は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないことを規定したものである。

1 1 身分を証する 書類の携行【基準第 3 条の 1 7 】 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

【解釈通知】

基準第3条の17は、利用者が安心して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を受けられるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないことを規定したものである。この証書等には、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の名称、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の氏名を記載するものとし、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。

12サービスの提 供の記録

【基準第3条の1 8】 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日及び内容、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

【解釈通知】

- ①基準第3条の18第1項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での区分支給限度基準額との関係やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日、サービス内容(例えば定期巡回サービス及び随時訪問サービスの別)、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないことを規定したものである。
- ②同条第2項は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、基準第3条の40第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。

13利用料等の受

【基準第3条の1 9】 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型サービス費用基準額から当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができ

る。

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供 に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用につい て説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

【解釈通知】

- ①基準第3条の19第1項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理 受領サービスとして提供される指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護についての利用者 負担として、地域密着型介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割(〔略〕)の支払 を受けなければならないことを規定したものである。
- ②基準第3条の19第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。
 - イ 利用者に、当該事業が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、 理解を得ること。
 - ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所の運営規程とは別に定められていること。
 - ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計と区分していること。
- ③基準第3条の19第3項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期 巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関して、前2項の利用料のほかに、利用者の選定 により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定定期巡回・随時対応型訪問介 護看護を行う場合の交通費(移動に要する費用)の支払を利用者から受けることができる こととし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目に よる費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。
- ④基準第3条の19第4項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。
- ⑤指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、基準第3条の19第1項から第3項までの利用料等を徴収することは認められるが、利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用の徴収は認められないものである。なお、利用者宅から事業所への通報に係る通信料(電話料金)については、利用者が負担すべきものである。

14保険給付の請求のための証明書 の交付

【基準第3条の2 0】 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービ ス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

【解釈通知】

基準第3条の20は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、指定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスでない指定定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認 められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない ことを規定したものである。

15指定定期巡回・ 随時対応型訪問介 護看護の基本取扱 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報

方針

【基準第3条の2 1】 に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

1 6指定定期巡回・ 随時対応型訪問介 護看護の具体的取 扱方針

【基準第3条の2 2】 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 定期巡回サービスの提供に当たっては、第3条の24第1項に規定する定期巡回・随 時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送る のに必要な援助を行うものとする。
- 二 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回 サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれてい る環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行 うものとする。
- 三 随時訪問サービスの提供に当たっては、第3条の24第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うものとする。
- 四 訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第3条の24 第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の 機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うものとする。
- 五 訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行う ものとする。
- 六 特殊な看護等については、これを行ってはならないものとする。
- 七 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを 旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすい ように説明を行うものとする。
- 八 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- 九 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 十 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- 十一 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合 には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要 な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。

【解釈通知】

基準第3条の21及び第3条の22における指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の取扱方針について、特に留意すべきことは、次のとおりである。

- ①指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供については、目標達成の度合い及びその効果 等や利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、定期巡回・随時対応 型訪問介護看護計画の修正を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。
- ②随時訪問サービスを適切に提供するため、定期巡回サービスの提供や看護職員の行うアセスメント等により、利用者の心身の状況等の把握に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを図り、利用者が通報を行い易い環境づくりに努めるべきものであること。
- ③訪問看護サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状態を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医との密接な連携のもとに定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿って行うこと。
- ④訪問看護サービスの提供に当たっては、利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体

的な方法その他療養上必要な事項について利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うとともに、医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはならないこと。

- ⑤指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。なお、基準第3条の40第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。
- ⑥指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、介護技術や医学の進歩に対応 した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきもの であること。
- ⑦指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者から合鍵を預かる場合には、従業者であっても容易に持ち出すことができないよう厳重な管理を行い、利用者に安心感を与えるものとすること。

17主治の医師との関係

【基準第3条の2

3]

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理をしなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、訪問看護サービスの提供の開始に際 し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、主治の医師に次条第1項に規定する 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画(訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。) 及び同条第11項に規定する訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって 主治の医師との密接な連携を図らなければならない。
- 4 医療機関が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営する場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示並びに前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び次条第11項に規定する訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。

- ①指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の常勤看護師等は、指示書に基づき訪問看護サービスが行われるよう、主治医との連絡調整、訪問看護サービスの提供を行う看護師等の監督等必要な管理を行わなければならないこと。なお、主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできないものであること。
- ②基準第3条の23第2項は、訪問看護サービスの利用対象者は、その主治医が訪問看護サービスの必要性を認めたものに限られるものであることを踏まえ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、訪問看護サービスの提供の開始に際しては、利用者の主治医が発行する訪問看護サービスに係る指示の文書(以下この号において「指示書」という。)の交付を受けなければならないこととしたものであること。
- ③指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、主治医と連携を図り、適切な訪問看護サービスを提供するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画(訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。)及び訪問看護報告書を主治医に提出しなければならないこと。
- ④訪問看護サービスの提供に当たっては、特に医療施設内の場合と異なり、看護師等が単独で行うことに十分留意するとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密接かつ適切な連携を図ること。
- ⑤保険医療機関が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者である場合には、主治医

の指示は診療録に記載されるもので差し支えないこと。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書についても看護記録等の診療記録に記載されるもので差し支えないこと。

18定期巡回・随時 対応型訪問介護看 護計画の作成

【基準第3条の2 4】 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しなければならない。

- 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画における指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められた指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合において、計画作成責任者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出するものとする。
- 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメント(利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。)の結果を踏まえ、作成しなければならない。
- 4 訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、第 1 項に規定する事項に加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しなければならない。
- 5 計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は、前項の記載に際し、必要な指導及び管理を行うとともに、次項に規定する利用者又はその家族に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対し、必要な協力を行わなければならない。
- 6 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 7 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行うものとする。
- 9 第1項から第7項までの規定は、前項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更について準用する。
- 10 訪問看護サービスを行う看護師等(准看護師を除く。)は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。
- 11 常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 12 前条第4項の規定は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画(訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。)及び訪問看護報告書の作成について準用する。

【解釈诵知】

- ①基準第3条の24第1項は、計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しなければならないことを規定したものである。定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、利用者の心身の状況を把握・分析し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の氏名、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。
- ②基準第3条の24第2項は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、日々の定期巡回サービスの提供や看護職員によるアセスメントにより把握した利用者の心身の状況に応じた柔軟な対応が求められることから、居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供の日時にかかわらず、居宅サービス計画の内容を踏まえた上で計画作成責任者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時及びサービスの具体的内容を定めることができることとしたものである。この場合において、利用者を担当する介護支援専門員に対しては、適宜、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を報告し、緊密な連携を図ること。なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を報告し、緊密な連携を図ること。なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画が作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。
- ③基準第3条の24第3項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、介護と看護が 一体的に提供されるべきものであることから、医師の指示に基づく訪問看護サービスの 利用者はもとより、訪問看護サービスを利用しない者であっても、保健師、看護師又は 准看護師による定期的なアセスメント及びモニタリングを行わなければならないことと したものである。ここでいう「定期的に」とは、概ね1月に1回程度行われることが望ま しいが、当該アセスメント及びモニタリングを担当する保健師、看護師又は准看護師の 意見や、日々の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により把握された利用者 の心身の状況等を踏まえ、適切な頻度で実施するものとする。なお、訪問看護サービス の利用者に対する定期的なアセスメント及びモニタリングについては、日々の訪問看護 サービス提供時に併せて行うことで足りるものである。なお、アセスメント及びモニタ リングを担当する保健師、看護師又は准看護師については、定期巡回・随時対応型訪問 介護看護従業者であることが望ましいが、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業者が実施する他の事業に従事する保健師、看護師又は准看護師により行われること も差し支えない。この場合において、当該保健師、看護師又は准看護師は、計画作成責任 者から必要な情報を得た上で、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の趣旨を踏まえ たアセスメント及びモニタリングを行う必要があることから、在宅の者に対する介護又 は看護サービスに従事した経験を有する等、要介護高齢者の在宅生活に関する十分な知 見を有している者であって、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在 地の日常生活圏域内で他の事業に従事している等、利用者の当該地域における生活の課 題を十分に把握できる者でなければならない。また、当該アセスメント及びモニタリン グに従事した時間については当該他の事業における勤務時間とはみなされないことに留 意すること。
- ④訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画についても計画作成責任者が作成することとしたものであり、訪問看護サービスを利用しない利用者に記載すべき内容に加えて、利用者の希望、主治医の指示及び看護目標、具体的なサービス内容等を記載するものである。ただし、当該内容等の記載に当たっては、看護に関する十分な知見を有することが求められることから、計画作成責任者が常勤看護師等でない場合は、常勤看護師等の助言、指導等の必要な管理のもと行わなければならないこととしたものである。
- ⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望並びに訪問看護サービスの利用に係る主治医の指示を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、計画作成責

任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容等を十分に説明した上で利用者の同意を得なければならないこととしたものである。したがって、計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の目標や内容等については、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。なお、常勤看護師等ではない計画作成責任者は当該計画に記載された訪問看護サービスに係る内容等の説明に当たっては、利用者及び利用者の家族等が十分に訪問看護サービスの内容等を理解できるよう常勤看護師等による必要な協力を得た上で説明を行うものとする。

- ⑥基準第3条の24第7項は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した際には、 遅滞なく利用者に交付しなければならないこととしたものである。なお、定期巡回・随 時対応型訪問介護看護計画は、基準第3条の40第2項の規定に基づき、2年間保存し なければならない。
- ⑦指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が保険医療機関である場合は、基準第3条の23第4項により、主治医への定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の提出は、診療記録への記載をもって代えることができることとされているため、基準第3条の24第7項に基づく定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の交付については「訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて」(平成12年3月30日老企第55号)に定める訪問看護計画書を参考に事業所ごとに定めるものを交付することで差し支えない。
- ⑧計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行うサービスが定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。
- ⑨訪問看護サービスを行う看護師等(准看護師を除く。)は、訪問看護報告書には、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載する。なお、基準第3条の24に規定する報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいい、当該報告書の記載と先に主治医に提出した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画(当該計画を基準第3条の23第4項において診療記録の記載をもって代えた場合を含む。)の記載において重複する箇所がある場合は、当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えないこととする。
- ⑩常勤看護師等にあっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿った実施状況を 把握し、訪問看護報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。
- ⑪指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、主治医との連携を図り、適切な訪問看護サービスを提供するため、基準第3条の23第3項の規定に基づき、訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書を定期的に主治医に提出しなければならない。
- ②指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第十二号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の提供の求めがあった際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を提供することに協力するよう努めるものとする。

★★★チェック**★★★**

運営指導において、居宅介護サービス計画と定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の記載内容に齟齬が見受けられるケースが多くあります。利用者を担当している介護支援専門員と適切な連携を図り、計画の内容に齟齬がないよう注意してください。

また、居宅サービス計画の目標期間(短期・長期)が過ぎているにも係わらず、更新されていないケースが見受けられますので、介護支援専門員と適切な連携を図ってください。

19同居家族に対するサービス提供の禁止

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービスを除く。)の提供をさせてはならない。

【基準第3条の2

20利用者に関す る市町村への通知 【基準第3条の2 6】 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わ ないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

【解釈通知】

基準第3条の26は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。

21緊急時等の対 応

【基準第3条の2 7)】 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者は、現に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。

【解釈通知】

基準第3条の27は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が現に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が看護職員である場合は必要な臨時応急の手当てを行うとともに運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないことを規定したものである。

2 2管理者の責務 【基準第 3 条の 2 8】 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うもの とする。
- 3 計画作成責任者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行うものとする。

【解釈通知】

基準第3条の28は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者と計画作成 責任者の役割分担について規定したものであり、管理者の責務を、介護保険法の基本理念 を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生 じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者に基準第1章の2第4節(運 営に関する基準)を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととし、計画作成責任者は、 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整及びサービスの内容の 管理を行うこととしたものである。

★☆★チェック★☆★

管理者は、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者に「第4節 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う必要がありますので、運営に関する基準について理解を深めるようにしてください。また、計画作成責任者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整及びサービスの内容の管理を行う必要があります。

23運営規程 【基準第3条の2 9】

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項 ※令和6年4月1日より義務化
- 九 その他運営に関する重要事項

【解釈通知】

基準第3条の29は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保するため、同条第一号から第九号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない(この点については他のサービス種類についても同様とする。)。

①従業者の職種、員数及び職務の内容(第二号)

従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準第3条の4において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない(基準第3条の7に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。)(以下、他のサービス種類についても同趣旨。)。

- ②営業日及び営業時間(第三号)
 - 営業日は365日と、営業時間は24時間と記載すること。
- ③指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容(第四号) 「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容」とは、定期巡回サービス、随時対応 サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスの内容を指すものであること。
- ④利用料その他の費用の額(第四号)

「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料(1割負担、2割負担又は3割負担)及び法定代理受領サービスでない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用料を、「その他の費用の額」としては、基準第3条の19第3項により徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること(以下、他のサービス種類についても同趣旨。)。

⑤通常の事業の実施地域(第五号)

通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、通常

の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること。また、通常の事業の実施地域については、事業者が任意に定めるものであるが、指定地域密着型サービスである指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、市町村が定める日常生活圏域内は、少なくとも通常の事業の実施地域に含めることが適当であること。さらに、事業所所在地の市町村の同意を得て事業所所在地以外の他の市町村から指定を受けた場合には、当該他の市町村の一部の日常生活圏域を事業の実施地域の範囲に加えることもあること(〔略〕)。

⑥虐待の防止のための措置に関する事項(第十号)

(31)の虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案(以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法等を指す内容であること(以下、他のサービス種類についても同趣旨。)。

★★★チェック**★**★★

虐待の防止のための措置に関する事項の運営規程への記載は令和6年4月1日から義務化されていますので、必ず記載しているか確認してください。また、運営指導において、重要事項説明書に記載されている営業日、営業時間と運営規程に記載されている営業日、営業時間が異なっているなどのケースが見受けられます。重要事項説明書と運営規程を見比べて内容に齟齬がないか確認してください。

24勤務体制の確 保等

【基準第3条の3 0】 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対し適切な指定定期巡回・随時 対応型訪問介護看護を提供できるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごと に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、市町村長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。
- 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

【解釈通知】

基準第3条の30は、利用者に対する適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提

- 供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する 必要がある。
- ①指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。
- ②基準第3条の30第2項本文は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するべきことを規定したものであるが、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者とは、雇用契約、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等を指すものであること。なお、訪問看護サービスに従事する看護師等又は社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、同法施行規則(昭和61年厚生省令第49号)第1条各号に規定する口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者(同法に規定する紹介予定派遣又は同法第40条の2第1項第三号又は第四号に該当する場合を除く。)であってはならないこと。
- ③基準第3条の30第2項但書は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護を提供するべきであるが、地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活 用しながら、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施を可能とする観点から、地 域の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所に対 して、定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービス の事業の一部を委託することができることとしたものである。この場合において、「事 業の一部」の範囲については市町村長が判断することとなるが、同一時間帯において、 全ての利用者に対する定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス及び訪 問看護サービスの全てを委託してはならないという趣旨であることに留意すること。し たがって、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が定期巡回サービス、随時対 応サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスのいずれも提供しない時間帯が生 じることは認められないこと。なお、事業の一部委託に当たっては契約に基づくことと し、当該契約において、当該委託業務に要する委託料並びに利用者に関する情報の取扱 い方法、委託するサービスの具体的な実施方法、事故発生時等の責任の所在及び緊急時 等の対応方法等について定めるとともに、利用者に対して当該契約の内容についての説 明を十分に行うこと。

(一部委託の例)

- イ 利用者 5 0 人を担当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、事業所の所在地と一定以上の距離を有する地域に居住する利用者 1 0 人に係る定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービスを当該利用者が居住する地域に所在する指定訪問介護事業所に委託
- ロ 深夜帯における随時対応サービス及び随時訪問サービスを、指定夜間対応型訪問介 護事業所に委託(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は定期巡回サービ スを実施)
- ④基準第3条の30第3項は、随時対応サービスに限り、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間での一体的実施ができることとしたものである。この場合において、一体的実施ができる範囲について市町村・都道府県を越えることを妨げるものではなく、随時対応サービスが単なる通報受け付けサービスではないことを踏まえ、それぞれの事業所における利用者情報(提供されている具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等)、事業所周辺の医療機関の情報、随時の気象状況や道路状況等、当該事業所が随時対応サービスを行うために必要な情報が随時把握されており、かつ、平均的な随時対応件数を踏まえて適切な体制が確実に確保されており、利用者の心身の状況に応じて必要な対応を行うことができる場合に認められるものであること。なお、一体的実施に当たっては同一法人の事業所間に限らず、別法人の事業所間でも認められるものであるが、この場合、契約に基づくこととし、当該契約において、当該業務

に要する委託料及び当該委託業務に要する委託料並びに利用者に関する情報の取扱い方法、随時訪問サービスの具体的な実施方法、事故発生時等の責任の所在及び緊急時等の対応方法等について定めるとともに、利用者に対して当該契約の内容についての説明を十分に行うこと。なお随時対応サービスの一体的実施により、随時対応サービスを行わない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、当該時間帯における定期巡回サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスについては、実施しなければならないこと。

- ⑤基準第3条の30第4項は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者たる訪問介護員等の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。
- ⑥同条第5項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。
- イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容

事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成 18 年厚生労働省告示第 615 号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和 2 年厚生労働省告示第 5 号。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。

- a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはなら ない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。
- b 相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓 口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業(医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5,000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業)は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。

ロ 事業主が講じることが望ましい取組について

パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)及び③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ(事業主が講ずべき措置の具体的内容)の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 05120.html)

加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する 悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施して いる場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事 業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが 望ましい。

★☆★チェック★☆★

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、勤務表は定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、専従のオペレーター、訪問介護員、看護職員、管理者との兼務関係等を明確にするようにしてください。また、従業者の資質の向上のために、研修の機会を計画的に確保するよう努めてください。

25業務継続計画 の策定等

【基準第3条の3 0の2】 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。※令和6年4月1日より義務化

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【解釈通知】

- ①基準第3条の30の2は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や 災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護の提供を受けられるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的 に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務 継続計画」という。)を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、定期巡回・随時対 応型訪問介護看護従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施し なければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の 実施については、基準第3条の30の2に基づき事業所に実施が求められるものである が、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災 害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び 訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。
- ②業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。

イ 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情

報共有等)

- ロ 災害に係る業務継続計画
 - a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した 場合の対策、必要品の備蓄等)
 - b 緊急時の対応 (業務継続計画発動基準、対応体制等)
 - c 他施設及び地域との連携
- ③研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。
- ④訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

★★★チェック**★★★**

令和6年4月1日から業務計画(感染症及び災害)の策定が義務化されていますので、必ず策定してください。また、運営指導において、解釈通知に記載されている記載が必要な各項目について、一部の項目が記載されていないケースや厚生労働省のホームページに掲載されている例示入りひな形のままで、当該事業所に応じた内容になっていないケースが多く見受けられます。記載が必要な各項目について、業務計画(感染症及び災害)に盛り込まれているか確認してください。

26衛生管理等 【基準第3条の3 1】

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介 護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講 じなければならない。

※令和6年4月1日から義務化

- 一 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延 の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下 「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむ ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問 介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延 の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型 訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を 定期的に実施すること。

【解釈通知】

①基準第3条の31第1項及び第2項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者

は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め るべきことを規定したものである。特に、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が感染源となることを予防し、また定 期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等 感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。

- ②同条第3項に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。
 - イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会当該事業所における 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員 会」という。)であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成す ることが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積 極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にすると ともに、感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくこ とが必要である。なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設 等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支え ない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所 の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がな いと考えられる者を選任すること。
 - (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者

感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。また、感染対策委員会は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。)を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の 対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環 境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応 としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事 業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時に おける事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくこ とも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場にお ける感染対策の手引き」を参照されたい。

ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。

なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上の

ための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。

また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

★★**★**チェック**★**★★

令和6年4月1日から「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」の整備が義務化されていますので、必ず整備してください。また、運営指導において、解釈通知に記載されている記載が必要な各項目について、一部の項目が記載されていないケースが多く見受けられます。記載が必要な各項目について、「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」に盛り込まれているか確認してください。

2 7 掲示

【基準第108、予 防第85条(第3条 の32準用】 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。
 - ※重要事項のウェブサイトへの掲載は、令和7年4月1日より適用

- ①基準第3条の32第1項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものである。また、同条第3項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者のウェブサイトに掲載しなければならないことを規定したものであるが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。なお、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、次に掲げる点に留意する必要がある。
 - イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利 用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。
 - ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・ 非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従 業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。
 - ハ 介護保険法施行規則第140条の44各号に掲げる基準に該当する指定定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護事業者については、介護サービス情報制度における報告義 務の対象ではないことから、基準省令第3条の32第3項の規定によるウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいこと。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場 合も、同条第1項の規定による掲示は行う必要があるが、これを同条第2項や基準

省令第183条第1項の規定による措置に代えることができること。

「施行規則第140条の44各号に掲げる基準」とは、

- ① 年間の居宅介護サービス費の支給の対象となるサービスの対価として支払い を受けた金額が100万円以下であるもの
- ② 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な 理由があるものをいう。
- ②同条第2項は、重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所内に備え付けることで同条第1項の掲示に代えることができることを規定したものである。

★★★チェック★★★

令和7年4月1日から、重要事項をウェブサイトに掲載する必要がありますのでご注意ください。また、運営指導において、事業所の見やすい場所に重要事項を掲示する必要がありますが、重要事項の掲示内容が更新されているにも係わらず、古い内容のままの重要事項が掲示されているケースが多く見受けられますので、必ず掲示内容が最新の重要事項になっているか定期的に確認してください。

28秘密保持等 【基準第3条の3 3】

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介 護看護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその 家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

- ①基準第3条の33第1項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその 家族の秘密の保持を義務づけたものである。
- ②同条第2項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に対して、過去に当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者その他の従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。
- ③同条第3項は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。

★☆★チェック★☆★

運営指導において、従業者の雇用時に、従業者でなくなった後においても、利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を取り決めておく必要があるが、取り決めがなされていないケースが見受けられるため、必ず雇用時に取り決めを行うようにしてください。

29広告

5 **]**

【基準第3条の3 4】 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

30指定居宅介護 支援事業者に対す る利益供与の禁止 【基準第3条の3

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

【解釈通知】

基準第3条の35は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。

31苦情処理 【基準第3条の3 6】

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

【解釈通知】

①基準第3条の36第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに

掲載すること等である。なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは、第3の一の4の(25)の①に準ずるものとする。

- ②同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものである。また、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要である。なお、基準第3条の40第2項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければならない。
- ③同条第3項は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている 国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者で ある市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村につい ても国民健康保険団体連合会と同様に、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者 に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたもので ある。

★☆★チェック★☆★

「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(標準様式5)」を事業所の利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所に掲示する必要があります。

利用者又はその家族が事業所に苦情を伝える手段としては、口頭、電話、電子メール、意見箱の設置など様々な手段が想定されます。意見箱の設置は、基準上明記されておりませんが、事業者が作成する「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(標準様式5)」に、意見箱の設置を明記するなど、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識をご理解いただき、投函するための紙及び筆記具についても、ご準備いただき、事業所の見やすい場所に意見箱を設置してください。

32地域との連携

【基準第3条の3 7】 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第34条第1項及び第68条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。

【解釈通知】

① 基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議は、指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業所が、利用者、地域の医療関係者、市町村職員、地域住民の代表者等 に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサー ビスとすることで、サービスの質の確保を図ること及び当該会議において、地域におけ る介護及び医療に関する課題について関係者が情報共有を行い、介護と医療の連携を図 ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものである。この 介護・医療連携推進会議は、事業所の指定申請時には、既に設置されているか、確実な設 置が見込まれることが必要となるものである。また、地域住民の代表者とは、町内会役 員、民生委員、老人クラブの代表等が、地域の医療関係者とは、郡市区医師会の医師等、 地域の医療機関の医師や医療ソーシャルワーカー等が考えられる。また、介護・医療連 携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利 用者又はその家族(以下この①において「利用者等」という。)が参加する場合にあって は、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、 テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関 係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情 報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。なお、介護・医療連携 推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条 件を満たす場合においては、複数の事業所の介護・医療連携推進会議を合同で開催して 差し支えない。

イ 利用者等については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。

- ロ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。
- ハ 合同で開催する回数が、1年度に開催すべき介護・医療連携推進会議の開催回数の 半数を超えないこと。
- ニ ②の外部評価を行う介護・医療連携推進会議は、単独で開催すること。
- ②指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検(自己評価)を行うとともに、当該自己評価結果について、介護・医療連携推進会議において第三者の観点からサービスの評価(外部評価)を行うこととし、実施にあたっては以下の点に留意すること。
 - イ 自己評価は、事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものである。
 - ロ 外部評価は、介護・医療連携推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果 に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を 図るとともに、利用者、地域の医療関係者、市町村職員、地域住民の代表者等が第 三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすること が必要である。
 - ハ このようなことから、介護・医療連携推進会議において当該取組を行う場合には、 市町村職員又は地域包括支援センター職員、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要であること。
 - 二 自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられるが、法人のホームページへの掲載、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉医療情報ネットワークシステム(WAMNET)」の利用、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えない。
 - ホ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の特性に沿った自己評価及び外部評価の 在り方については、平成24年度老人保健健康増進等事業「定期巡回・随時対応サ

- ービスにおける自己評価・外部評価の在り方に関する調査研究事業」(一般社団法人二十四時間在宅ケア研究会)を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行うこと。
- ③介護・医療連携推進会議における報告等の記録は、基準第3条の40第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。
- ④基準第3条の37第3項は、基準第3条第2項の趣旨に基づき、介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。
- ⑤同条第4項は、高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、第3条の8の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行わなければならないことを定めたものである。なお、こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて市町村が条例等を定める場合や、地域密着型サービス運営委員会等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは差し支えないものである。この際、自立支援や重度化防止等につながるようなサービス提供がなされているか等、サービスの質が担保されているかが重要であることに留意すること。

★★★チェック**★★★**

当該事業所の従業者は、介護・医療連携推進会議を開催する事務局という立場であるため、介護・医療連携推進会議の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者」として、構成員になることはできません。

また、介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないため、「27 掲示」の重要事項と同様に、当該記録を事業所の見やすい場所に掲示するなどしてくだささい。

さらに、1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検(自己評価)を行うとともに、当該自己評価結果について、介護・医療連携推進会議において第三者の観点からサービスの評価(外部評価)を受けてください。なお、介護・医療連携推進会議において当該取組を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要であることに留意してください。

33事故発生時の 対応

【基準第3条の3 8】 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

【解釈通知】

基準第3条の38は、利用者が安心して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を受けられるよう事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定定期巡回・随時対

応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。また、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。なお、基準第3条の40第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければならない。このほか、以下の点に留意するものとする。

- ①利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が 定めておくことが望ましいこと。
- ②指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。
- ③指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明 し、再発生を防ぐための対策を講じること。

★☆★チェック★☆★

事故が起きた場合の連絡先や連絡方法について、あらかじめ事業所で定め、従業者に周知してください。また、どのような事故が起きた場合に保険者に報告するか確認(P85)してください。また、事故に至らなかったが事故が発生しそうになった場合(ヒヤリ・ハット事例など)について、情報を収集し、防止対策を未然に講じてください。

3 4 虐待の防止 【基準第 3 条の 3 8 の 2 】

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

※令和6年4月1日から義務化

- 一 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策 を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 定期的に開催するとともに、その結果について、指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針 を整備すること。
- 三 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型 訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修及び訓練を定期的に実施するこ と。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

【解釈通知】

基準第3条の38の2は虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

・虐待の未然防止

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

・虐待等の早期発見

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。

・虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。

以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発 を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会(第一号)

「虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下、「虐待防止検討委員会」という。) は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に 防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構 成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要で ある。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望まし い。

一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。

なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・ 運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他 のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。

また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、 従業者に周知徹底を図る必要がある。

- イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- へ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策 に関すること
- ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- ②虐待の防止のための指針(第二号)

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- へ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

③虐待の防止のための従業者に対する研修(第三号)

従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的 内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。

④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者 (第四号)

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること

(※)身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者

★★★チェック**★★★**

令和6年4月1日から「虐待の防止に係る措置」が義務化されていますので、第一号から第四号までの措置を必ず実施してください。

特に、第二号の「虐待の防止のための指針」について、運営指導で解釈通知に記載されている 記載が必要な各項目について、一部の項目が記載されていないケースが多く見受けられます。記 載が必要な各項目について、「虐待の防止のための指針」に盛り込まれているか確認してくださ い。

また、第三号の「虐待の防止のための従業者に対する研修」について、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。研修の実施内容についても必ず記録し、第三者から見て研修を実施したことが分かるように記録してください。

35会計の区分 【基準第3条の3 9】 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

【解釈通知】

基準第3条の39は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、別に通知(※)するところによるものであること。

(※) 介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発第18号)、介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて(平成24年3月29日老高発0329第1号)、指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて(平成12年3月10日老計第8号)

36記録の整備 【基準第3条の4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸 記録を整備しておかなければならない。

0]

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
 - 一 定期巡回·随時対応型訪問介護看護計画
 - 二 第3条の18第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - 三 第3条の23第2項に規定する主治の医師による指示の文書
 - 四 第3条の24第10項に規定する訪問看護報告書
 - 五 第3条の22第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - 六 第3条の26の規定による市町村への通知に係る記録
 - 七 第3条の36第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - 八 第3条の38第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての 記録

【解釈通知】

基準第3条の40第2項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が同項各号に 規定する記通録を整備し、2年間保存しなければならないこととしたものである。なお、 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約の終了(契約の解約・解除、他の施設へ の入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指す ものとする。

また、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が保険医療機関である場合は、基準第3条の40により整備すべき記録のうち、訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画、指示書及び訪問看護報告書については、診療録及び診療記録の保存でも差し支えない。

37適用除外 【基準第3条の4 1】

連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち法第8条第15項第二号に該当するものをいう。次条において同じ。)の事業を行う者(以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。)ごとに置くべき定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の職種及び員数については、第3条の4第1項第四号、第9項、第10項及び第12項の規定は適用しない。

2 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、第3条の23〔主治の 医師との関係〕.第3条の24第4項(同条第9項において準用する場合を含む。)、第5項 (同条第9項において準用する場合を含む。)及び第10項から第12項〔定期巡回・随時対 応型訪問介護看護の計画等の作成の一部〕まで並びに第3条の40第2項第三号及び第四号 〔記録の整備の一部〕の規定は適用しない。

【解釈诵知】

連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては、訪問看護サービスの提供を行わず、連携指定訪問看護事業所が行うこととなる。したがって、訪問看護サービスに係る人員、設備及び運営基準が適用されないことを除けば、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護以外の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(以下「一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。)に係る基準が全て適用されることになるので、1から4まで(訪問看護サービスの提供に係る事項を除く。)を参照されたい。

38指定訪問看護 事業所との連携 【基準第3条の4

【基準第3条の4 2】 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携型指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所ごとに、当該連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用 者に対して指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携しなければならない。

- 2 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携する指定訪問看護事業者 (以下この項において「連携指定訪問看護事業者」という。)との契約に基づき、当該連携指 定訪問看護事業者から、次の各号に掲げる事項について必要な協力を得なければならない。
 - 一 第3条の24第3項に規定するアセスメント
 - 二 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
 - 三 第3条の37第1項に規定する介護・医療連携推進会議への参加

四 その他連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たって必要な指導及 び助言

【解釈通知】

- ①基準第3条の42第1項は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を実施する場合は、地域の指定訪問看護事業所との連携を図ることとされており、この連携を行う指定訪問看護事業所については、指定申請時においては地域の指定訪問看護事業所から任意に選定することになるが、事業開始以降、訪問看護を利用しようとする利用者が当該指定訪問看護事業所からのサービス提供を受けることを選択しない場合は、当該利用者が選択した指定訪問看護事業所との連携が必要となることとしたものである。
- ②基準第3条の42第2項は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、 連携指定訪問看護事業所との契約に基づき、次に掲げる事項について必要な協力をしな ければならないこととしたものである。なお、当該連携に要する経費については、連携 型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携指定訪問看護事業所との間の契 約に基づく委託料として、両者の合意の下、適切に定めること。
 - イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっての、看護職員によるアセスメント及びモニタリングの実施
 - ロ 随時対応サービスの提供に当たって、看護職員による対応が必要と判断された場合に確実に連絡が可能な体制の確保
 - ハ 介護・医療連携推進会議への参加
 - ニ その他必要な指導及び助言

なお、イについては、連携指定訪問看護事業所の利用者に関しては、指定訪問看護の提供時に把握した利用者の心身の状況について情報共有を図ることで足りるほか、連携指定訪問看護事業所の利用者以外に関しても、連携指定訪問看護事業所の職員が必ず行わなければならないものではなく、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のオペレーターとして従事する保健師、看護師又は准看護師や、当該連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が実施する他の事業に従事する保健師、看護師又は准看護師により実施することも差し支えない。この場合において、当該アセスメント及びモニタリングの結果については連携指定訪問看護事業所に情報提供を行わなければならないこと(連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が実施する他の事業に従事する者が行う場合の取扱いについては、4の(17)の③も併せて参照すること。)。

- ③1の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を併せて行うことは差し支えない。この場合において、次の点に留意されたい。
 - イ 当該事業所における指定申請は複数必要とはならないこと
 - ロ 人員及び設備基準については、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る当該基準を満たすことで、いずれの事業の基準も満たすこと
 - ハ 利用者に対し十分に説明を行った上で、いずれの事業によるサービス提供を受けるか選択させること

6 介護サービス事業者の労働法規の遵守について

介護人材の確保には、事業者による労働環境整備の取組の推進が重要ですが、介護事業を含む社会福祉 関係の事業は、全産業と比較して労働基準法の違反の割合が高いという調査結果が出ています。

そこで、事業者による労働環境整備の取組を推進するため、新たに、労働基準法に違反して罰金刑をうけている者等については、都道府県知事又は市町村長は、介護サービス事業者の指定等をしてはならないものとされました。

(1) 欠格事由とその対象となる法令

賃金の支払等に関する次の法律の規定により罰金刑に処され、その執行を終わるまでの者、又は執行を うけることがなくなるまでの者が、指定拒否の対象となります。

・労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律

労働保険の保険料の徴収等に関する法律により、納付義務を負う保険料等の滞納処分をうけ、さらに引き続き滞納している者についても、指定等をしてはならないものとされました。【介護保険法第78条の2等】

(2)介護保険法第78条の2

[略]

4 市長村長は、第一項の申請があった場合において、次の各号〔略〕のいずれかに該当するときは、 第42条の2第一項本文の指定をしてはならない。

[略]

- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の 規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の 期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞 納している者であるとき。

[略]

7 地域密着型サービスに係る自己評価及び外部評価実施について

(1) 自己評価及び外部評価について

ア 自己評価

サービス水準の向上に向けた自発的努力と体制づくりを誘導し、その内容及び範囲において、指定基準を上回るものとして設定されるもの

イ 外部評価

第三者による外部評価の結果と、当該結果を受ける前に行った自己評価の結果を対比して両者の異同について考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総括的な評価を行うこととし、これによってサービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを狙いとするもの

(2) 自己評価及び外部評価の実施回数

原則、少なくとも年に1回は自己評価及び外部評価を行うこと。新規開設事業所については、開設後概ね6ヶ月を経過した時点で自己評価を行い、開設後1年以内に外部評価の実施及び結果の公表を行うこと。

(3) 外部評価の隔年実施について

地域密着型サービスに係る外部評価については、平成22年度から、所定の要件を満たす事業所においては外部評価を隔年で受けることができることとなりました。

アー隔年実施の要件

以下の①から⑤までの要件を全て満たす事業所については、外部評価を隔年で受けることができることとします。

- ①これまでに5年間継続して外部評価を実施している。なお、保険者において外部評価の対象外事業 所とされた年度については、当該年度について外部評価が実施されたものとみなします。
- ②自己評価、外部評価結果及び目標達成計画を保険者に提出している。 (過去1年に1回以上)
- ③運営推進会議を、過去1年間におおむね6回開催している。
- ①③の運営推進会議に、事業所が存在する保険者の職員又は地域包括支援センターの職員がおおむね 出席している。(6回のうち4回以上)
- ⑤自己評価及び外部評価結果のうち、外部評価項目の2、3、4、6の実践状況が適切である。

イ 隔年実施に係る手続

- ① (1) の要件をすべて満たす事業所は、外部評価を受けないことを希望する年度の4月1日から 毎年度通知する日(例年5月15日)までの間に、保険者に申請を行って下さい。
- ②申請様式は別記様式のとおりとします。必要事項を記載するとともに、提出に際しては直近6回 の運営推進会議の実施報告書(様式任意)のコピーを添付してください。
- ③申請書類を各保険者に提出した後、各保険者は、申請をした事業所が上記1の要件を満たしているかを確認します。その後、要件を満たすと認められる場合は、当該事業所に対して申請のあった年度の外部評価を実施しなくてもよい旨を決定します。
- ①外部評価の対象外となった年度の翌年度については、外部評価を受ける必要があります。

(4) 福祉サービスの第三者評価との関係

評価機関による外部評価の実施をもって、福祉サービス第三者評価を実施したものとみなすことができます。

(5) 運営推進会議等との関係

基準に規定される運営推進会議等を活用した評価は、「第三者による評価」という点において、外部評価と同様の目的を有していることから、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1項(第88条、第108条及び第182条において準用する場合に限る。)に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等に

ついて」で示した評価の実施方法に従い、運営推進会議等を活用した評価を受けた場合は、外部評価を 受けたものとみなすことができます。

[参考]

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について(平成18年10月17日老計発第1017001号)

(6) 運営推進会議等を活用した評価(自己評価)の実施について

【解釈通知】

(〔略〕) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて、評価・点検(自己評価)を行うとともに、当該自己評価結果について、介護・医療連携推進会議において第三者の観点からサービスの評価(外部評価)を行うこととし、実施にあたっては以下の点に留意すること。

- イ 自己評価は、事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所として提供するサービス内容について個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものである。
- ロ 外部評価は、介護・医療連携推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、地域の医療関係者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要である。
- ハ このようなことから、介護・医療連携推進会議において当該取組を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要であること。

[参考]

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項(第182条第1項において準用する場合を含む。)に規定する運営推進会議を活用した評価の実施について(平成27年3月27日老振発0327第4号・老老発0327第1号)

8 介護報酬算定に関する基準について

(1) サービス種類相互の算定関係について

特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている間は、その他の指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに係る介護給付費(居宅療養管理指導費を除く。)は算定しないものであること。ただし、指定特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護の提供に必要がある場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の居宅サービス又は地域密着型サービスを利用させることは差し支えないものであること。

また、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている間については、訪問介護、訪問入浴介護、訪問 看護、訪問リハビリテーション、通所介護費及び通所リハビリテーション費並びに定期巡回・随時対応型訪問 介護看護費、夜間対応型訪問看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及 び複合型サービス費は算定しないものであること。

なお、小規模多機能型居宅介護を受けている間については、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅 療養管理指導費及び福祉用具貸与費を除く指定居宅サービス並びに指定地域密着型サービスに係る費用の額は 算定しないものであること。

なお、看護小規模多機能型居宅介護を受けている間については、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理 指導費及び福祉用具貸与費を除く指定居宅サービス並びに指定地域密着型サービスに係る費用の額は算定しな いものであること。また、同一時間帯に通所サービスと訪問サービスを利用した場合は、訪問サービスの所定 単位数は算定できない。

(2) 同一時間帯に複数種類の訪問サービスを利用した場合の取扱いについて

利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則とする。ただし、連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は夜間対応型訪問介護と訪問介護を、同一利用者が同一時間帯に利用する場合は、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが介護のために必要であると認められる場合に限り、それぞれのサービスについてそれぞれの所定単位数が算定される。

(3) 基本報酬の算定について ※令和6年4月1日改正

イ (1)	イ (2)	口	\nearrow			
定期巡回·随時対応型	定期巡回・随時対応型	定期巡回・随時対応型	定期巡回・随時対応型			
訪問介護看護費(I)	訪問介護看護費(I)	訪問介護看護費(Ⅱ)	訪問介護看護費(Ⅲ)			
訪問看護を行わない場合/1月につき 訪問看護を行う場合/1月に		1月につき ※連携型	※夜間にのみサーピスを必要とする利用者			
要介護 1 5,446 単位	要介護 1 7,946 単位	要介護 1 5,446 単位	基本夜間訪問サービス費(1月につき) 989単位			
要介護 2 9,720 単位	要介護 2 12,413 単位	要介護 2 9,720 単位	定期巡回サービス費(1回につき) 372単位			
要介護 3 16,140 単位	要介護 3 18,948 単位	要介護 3 16, 140 単位	随時訪問サービス費(I)(1回につき) 567単位			
要介護 4 20,417 単位	要介護 4 23, 358 単位	要介護 4 20,417 単位	随時訪問サービス費(Ⅱ)(1回につき)764単位			
要介護 5 24,692 単位	要介護 5 28,298 単位	要介護 5 24,692 単位	(2人の訪問介護等により訪問する場合)			

基本単位の算定について

【地域密着型報酬告示1注1】

基準

イ(1) [訪問看護サービスを行わない場合] については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第 3 条の 2 に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。以下同じ。)を行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準第 3 条の 4 に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者(同条に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下同じ。)が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(指定地域密着型サービス基準第 3 条の 4 1 に規定する連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。以下同じ。)及び夜間にのみ行うものを除く。以下この注及び注 2 において同じ。)を行った場合(訪問看護サービス(指定地域密着型サービス基準第 3 条の 3 第 4 号に規定する訪問看護サービスをいう。以下この号において同じ。)を行った場合を除く。)に、利用者の要介護状態区分に応じて、1 月につきそれぞれ所定単位数を算定する。

【留意事項通知第2の2(1)】

留意事項

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅲ)の(2)又は(3)若しくは(4)を算定する場合を除く)を算定する場合については、月途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合には、所定単位数を日割り計算して得た単位数を算定する。

なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)又は(II)を算定している間は、当該利用者に係る、他の訪問サービスのうち、訪問介護費(通院等乗降介助に係るものを除く。)、訪問看護費(連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用している場合を除く。)及び夜間対応型訪問介護費(以下「訪問介護費等」という。)は算定しないものとし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(III)を算定している間は、当該利用者に係る、他の訪問サービスのうち、夜間対応型訪問介護費は算定しないものとする。この場合において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を開始した初日における当該利用開始時以前に提供されたサービスに係る訪問介護費等及び利用終了日における当該利用終了時以後に提供されたサービスに係る訪問介護費等は算定できるものとする。

★☆★ポイント★☆★

訪問看護サービスについては、医師が当該利用者に対する訪問看護サービスの提供に係る指示を行った場合に、当該指示の有効期間に基づき提供されるものであり、定期的に提供する場合と随時対応サービスにおけるオペレーターの判断により随時に提供する場合のいずれもが想定され、随時の訪問看護サービスのみが位置づけられることもあり得ます。実際に1度も訪問看護サービスの提供が行われない月は、定期巡回・随時訪問介護看護費(I)(1)(訪問看護サービスを行わない場合)を算定してください。

訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)の取扱いについて

【地域密着型報酬告示1注2】

基準

イ(2) [訪問看護を行う場合] については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が、通院が困難な利用者(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者を除く。)に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合(訪問看護サービスを行った場合に限る。)に、利用者の要介護状態区分に応じて、1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、准看護師が訪問看護サービスを行った場合は、所定単位数の100分の98に相当する単位数を算定する。

【厚生労働大臣が定める疾病等32】

大臣 疾病

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。)をいう。)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

【留意事項通知第2の2(3)】

留意

①「通院が困難な利用者」について

事項

「通院が困難な利用者」の趣旨は、通院により、同様のサービスが担保されるのであれば、通院サービスを優先すべきということである。訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)は「通院が困難な利用者」に対して算定することとされているが、通院の可否にかかわらず、療養生活を送る上での居宅での支援が不可欠な者に対して、ケアマネジメントの結果、訪問看護サービスの提供が必要と判断された場合は訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)を算定できるものである。

②訪問看護指示の有効期間について

訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)は、主治の医師の判断に基づいて交付された指示書の有効期間内に訪問看護サービスを行った場合に算定する。

- ③理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問について理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置付けのものである。なお、言語聴覚士による訪問において提供されるものは、看護業務の一部として提供するものであるため、言語聴覚士の業務のうち保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)の規定にかかわらず業とすることができるとされている診療の補助行為(言語聴覚士法(平成9年法律第132号)第42条第1項)に限る。
- ④末期の悪性腫瘍の患者等の取扱いについて

末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等(厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号。以下「利用者等告示」という。)第4号を参照のこと。)の患者については、医療保険の給付の対象となるものであり、訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)は算定しない。なお、月途中から医療保険の給付の対象となる場合又は月途中から医療保険の給付の対象外となる場合には、医療保険の給付の対象となる期間に応じて日割り計算を行うこととする(具体的な計算方法については、主治の医師の特別な指示があった場合の取扱いに準じることとするので、(14)を参照されたい。)。なお、医療保険の給付の対象となる期間については、主治の医師による指示に基づくものとする。

⑤居宅サービス計画上准看護師の訪問が予定されている場合に准看護師以外の看護師等により訪問看護 サービスが行われた場合の取扱い

居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により准看護師以外の看護師等が訪問する場合については、所定単位数に100分の98を乗じて得た単位数を算定すること。また、居宅サービス計画上、准看護師以外の看護師等が訪問することとされている場合、准看護師が訪問する場合については、准看護師が訪問する場合の単位数(所定単位数の100分の98)を算定すること。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ)の取扱いについて

【地域密着型報酬告示1注3】

基準

ロについては、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準第3条の41第1項に規定する連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に限る。)を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅲ)の取扱いについて

【地域密着型報酬告示1注4】

基準

ハについては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護 従業者が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(夜間にのみ行うものに限る。)を 行った場合に、次に掲げる区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

(1) 基本夜間訪問サービス費

利用者に対して、オペレーター(指定地域密着型サービス基準第3条の4第1号に規定するオペレーターをいう。)に通報できる端末機器を配布し、利用者からの通報を受けることができる体制を整備している場合

(2) 定期巡回サービス費

利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等(指定地域密着型サービス基準第3条の3第1号に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。)が、定期巡回サービス(同号に規定する定期巡回サービスをいう。以下同じ。)を行った場合

(3) 随時訪問サービス費 (I)

利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等が、随時訪問サービス (指定地域密着型サービス基準第3条の3第3号に規定する随時訪問サービスをいう。以下同じ。)を行った場合

(4) 随時訪問サービス費 (Ⅱ)

次のいずれかに該当する場合において、1人の利用者に対して2人の指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所の訪問介護員等により随時訪問サービスを行うことについて利用者又はその 家族等の同意を得て、随時訪問サービスを行った場合

- (一) 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合
- (二)暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- (三)長期間にわたり定期巡回サービス又は随時訪問サービスを提供していない利用者からの通報を受けて、随時訪問サービスを行う場合
- (四) その他利用者の状況等から判断して、(一)から(三)までのいずれかに準ずると認められる場合

【留意事項通知第2の2(4)】

留意 事項

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅲ)は、基本夜間訪問サービス、定期巡回サービス及び随時訪問サービスを一括して提供しなければならないものであるが、利用者はケアコール端末(指定地域密着型サービス基準第3条の6第3項に規定する利用者が援助を必要とする状態になったときに適切にオペレーターに通報できる端末機器をいう。)を有していることが条件となる。したがって、ケアコール端末を持たず、定期巡回サービスのみの利用であれば、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅲ)に含まれず、通常の指定訪問介護を利用していることとなる。
- ②定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(III)を提供する時間帯は各事業所において設定することとなるが、夜間におけるサービス提供という性格を踏まえ、22時から6時までの間は最低限含むものとする。なお、8時から18時までの時間帯を含むことは認められないものであり、この間の時間帯については、必要に応じて指定訪問介護を利用することとなる。
- ③定期巡回サービスの提供回数については、特に要件は設けておらず、事業者と利用者との間で取り決められるものである。
- ④定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅲ)は、随時対応サービス(指定地域密着型サービス基準第3条の3第1項第二号に規定する随時対応サービスをいう。)に相当する部分のみを基本夜間訪問サービス費として1月当たりの定額とする一方、定期巡回サービス又は随時訪問サービスについては出来高としたものである。基本夜間訪問サービス費については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅲ)を利用する者すべてについて、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの利用の有無を問わず算定することができる。また、定期巡回サービス費及び随時訪問サービス費については、サービス提供の時間帯、1回当たりの時間の長短、具体的なサービスの内容等にかかわらず、1回の訪問ごとに所定の単位数を算定することとなる。
- ⑤ 2人の訪問介護員等による随時訪問サービスについて、随時訪問サービス(Π)が算定される場合の うち、注4(4)の(一)の場合としては、体重が重い利用者に排せつ介助等の重介護を内容とする 訪問介護を提供する場合等が該当し、注4(4)の(三)の場合としては、利用者の心身の状況等に より異なるが、1つの目安としては1月以上定期巡回サービス又は随時訪問サービスを提供していな い者からの通報を受けて随時訪問サービスを行う場合が該当するものであること。したがって、単に 安全確保のために2人の訪問介護員等によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き随時訪問サービス費(Π) は算定されない。

高齢者虐待防止措置未実施減算について

【地域密着型報酬告示1注5】

基準

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

【厚生労働大臣が定める基準 44の6】

大臣 指定地域密着型サービス基準第3条の38の2に規定する基準に適合していること。

基準

【留意事項通知第2の2(5)】

留意事項

高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、地域密着型サービス基準第3条38の2に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。

★☆★ポイント★☆★

事実が生じた月とは、運営指導等により虐待の発生又はその再発を防止するための措置(指定地域密着型サービス基準第3条の38の2第一号から第四号)のうち、いずれか1つでも当該措置が講じられていない事実が確認された月の事を指します。

業務継続計画未策定減算について

【地域密着型報酬告示1注6】

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

※経過措置 令和7年3月31日までは適用しない。

【厚生労働大臣が定める基準 44の7】

大臣 指定地域密着型サービス基準第108条において準用する同基準第3条の30の2第1項に規定する

基準 基準に適合していること。

【留意事項通知第2の2(6)】

留意事項

基準

業務継続計画未策定減算については、指定地域密着型サービス基準第3条の30の2第1項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月(基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月)から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。

なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間、当該減算は適用しないが、義務となっている ことを踏まえ、速やかに作成すること。

★☆★ポイント★☆★

「・・・・基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月から・・・」とは、高齢者虐待防止措置未実施減算とは 異なり、運営指導等で業務継続計画が策定されていない事実が確認された月ではなく、基準を満たさない事実 が生じた時点(令和7年4月1日)まで遡及して適用されますので留意してください。

通所系サービス及び短期入所系サービスを利用した場合の取扱いについて

【地域密着型報酬告示1注7】

基準

通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護(以下「通所介護等」という。)を受けている利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(ハの所定単位数を算定する場合を除く。)を行った場合は、通所介護等を利用した日数に、1日当たり次に掲げる単位数を乗じて得た単位数を所定単位数から減算する。

- ①イ(1)又はロの所定単位数を算定する場合
- (1)要介護1 62単位
- (2) 要介護2 111単位
- (3) 要介護3 184単位
- (4) 要介護 4 233単位
- (5) 要介護 5 281 単位
- ②イ(2)の所定単位数を算定する場合
- (1) 要介護1 91単位
- (2) 要介護 2 141 単位
- (3)要介護3 216単位
- (4) 要介護 4 266 単位
- (5) 要介護 5 322 単位

【留意事項通知 第2の2(2)】

留意 事項

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者が、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護(以下「通所系サービス」という。)又は短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護(短期利用居宅介護費を算定する場合に限る。)、短期利用特定施設入居者生活介護、地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護(短期利用居宅介護費を算定する場合に限る。) (以下「短期入所系サービス」)を利用した場合の取扱いについては、次のとおりとする。

①通所系サービス利用時

所定単位数から、当該月の通所系サービスの利用日数に注5に定める単位数を乗じて得た単位数を減じたものを、当該月の所定単位数とする。

②短期入所系サービス利用時

短期入所系サービスの利用日数に応じた日割り計算を行う。具体的には、当該月の日数から、当該月の短期入所系サービスの利用日数(退所日を除く。)を減じて得た日数に、サービスコード表の定期 巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)又は(II)若しくは(III)の(1)の日割り単価を乗じて得 た単位数を、当該月の所定単位数とする。

事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物(同一敷地内建物等)に居 住する利用者に対する取扱いについて

【地域密着型報酬告示1注8】

基準

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)

に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、イ又は口については1月につき600単位を所定単位数から減算し、ハについては定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、イ又は口については1月につき900単位を所定単位数から減算し、ハについては定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

【留意事項通知第2の2(7)】

留意

①同一敷地内建物等の定義

事項

注8における「同一敷地内建物等」とは、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と構造 上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地(当該指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。)にある建築物のうち効率 的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の 1階部分に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつなが っている場合などが該当し、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある 別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。

②当該減算は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。

【同一敷地内建物等に該当しないものの例】

- ・同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合
- ・隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなけれ ばならない場合
- ③同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 所の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者と異なる場合であっても該当するものであるこ と。
- ④同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義
 - イ 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業所の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。
 - ロ この場合の利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。
- ⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅲ)における基本夜間訪問サービス費については、本減算の適用を受けないこと。

特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算について

【地域密着型報酬告示1注9】

基準

別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、厚生労働省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの(やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。)により、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に対し、厚生労働省老健局長(以下「老健局長」という。)が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護が業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、特別地域定期巡回・回時対応型訪問介護看護加算として、イ又は口については1月につき、ハについては定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

【厚生労働大臣が定める地域 平24告120】

大臣

厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成24年3月13日厚生労働省告示第120号)を参照。

地域

【留意事項通知第2の2(8)】

留意 事項

注9の「その一部として使用される事務所」とは、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等(以下「サテライト事業所」という。)とし、例えば、本体の事業所が離島等以外に所在し、サテライト事業所が離島等に所在する場合、本体事業所を業務の本拠とする定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者による定期巡回・随時対応型訪問介護看護は加算の対象とならず、サテライト事業所を業務の本拠とする定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者による定期巡回・随時対応型訪問介護看護は加算の対象となるものであること。サテライト事業所のみが離島等に所在する場合には、当該サテライト事業所を本拠とする定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者を明確にするとともに、当該サテライト事業所からの提供した具体的なサービスの内容等の記録を行い、管理すること。

中山間地域に所在する事業所の加算について

【地域密着型報酬告示1注10】

基準

別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、イ又は口については1月につき、ハについては定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

【厚生労働大臣が定める地域】

大臣 地域

厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成 21 年 3 月 13 日厚生労働省告示第 83 号の一)を参照。

【厚生労働大臣が定める施設基準26】

施設

1月当たり実利用者数が5人以下の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であること。

基準

【留意事項通知第2の2(9)】

留意

- ①留意事項通知第2の2(8)を参照のこと。
- 事項
- ②実利用者数は前年度(3月を除く。)の1月当たりの平均実利用者数をいうものとする。
- ③前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始、又は再開した事業所を含む。)については、直近の3月における1月当たりの平均実利用者数を用いるものとする。したがって、新たに事業を開始、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。

平均実利用者数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の利用者数を上回った場合については、直ちに第1の5の届出(介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙3-2)、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3-2)及び別紙14-6並びに根拠資料)を提出しなければならない。

④当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行 う必要があること。

中山間地域利用者への加算

【地域密着型報酬告示1注11】

基準

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(指定地域密着型サービス基準第3条の19第3項に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、イ又は口については1月につき、ハについては定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

【厚生労働大臣が定める地域】

大臣 地域

厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成 21 年 3 月 13 日厚生労働省告示第 83 号の二)を参照。

【留意事項通知第2の2(10)】

留意 事項

加算を算定する利用者については、指定地域密着型サービス基準第3条の19第3項に規定する交通 費の支払いを受けることはできないこととする。

緊急時訪問看護加算について

【地域密着型報酬告示1注12】※区分支給限度基準額の算定対象外

基準

イ(2)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を除く。以下「一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。)が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合(訪問看護サービスを行う場合に限る。)には、緊急時訪問看護加算として、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 緊急時訪問看護加算 (I) 325単位
- (2) 緊急時訪問看護加算(Ⅱ) 315単位

【厚生労働大臣が定める基準 大臣基準44の8】

大臣

イ 緊急時訪問看護加算 (I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

基準

- (1) 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。
- (2) 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。
- ロ 緊急時訪問看護加算(Ⅱ) イ(1)に該当するものであること。

【留意事項通知 第2の2(11)】

留意 事項

- ①緊急時訪問看護加算については、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が訪問看護サービスを受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に加算する。
- ②緊急時訪問看護加算については、介護保険の給付対象となる訪問看護サービスを行った日の属する月の所定単位数に加算するものとする。なお当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における緊急時訪問看護加算及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該看護小規模多機能型居宅介護における緊急時対応加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における24時間対応体制加算は算定できないこと。
- ③緊急時訪問看護加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。このため、緊急時 訪問看護加算に係る訪問看護サービスを受けようとする利用者に説明するに当たっては、当該利用者 に対して、他の事業所から緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けていないか確認すること。
- ④緊急時訪問看護加算の届出は利用者や居宅介護支援事業所が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 所を選定する上で必要な情報として届け出させること。なお、緊急時訪問看護加算の算定に当たって は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書によらず、届出を受理した日から算定するものとす る。
- ⑤緊急時訪問看護加算(I)は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における24時間連絡できる体制を充実するため、看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていることを評価するものである。緊急時訪問看護加算(I)を算定する場合は、次に掲げる項目のうち、次のア又はイを含むいずれか2項目以上を満たす必要があること。
 - ア 夜間対応した翌日の勤務間隔の確保
 - イ 夜間対応に係る勤務の連続回数が2連続(2回)まで
 - ウ 夜間対応後の暦日の休日確保
 - エ 夜間勤務のニーズを踏まえた勤務体制の工夫
 - オ ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減
 - カ 電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保
- ⑥⑤の夜間対応とは、夜間(午後6時から午後10時まで)、深夜(午後10時から午前6時まで)、 早朝(午前6時から午前8時まで)において計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問看護サ

ービスや、利用者や家族等からの電話連絡を受けて当該者への指導を行った場合とし、単に勤務時間 割表等において夜間の対応が割り振られているが夜間対応がなかった場合等は該当しない。また、翌 日とは、夜間対応の終了時刻を含む日をいう。

⑦⑤のイの「夜間対応に係る連続勤務が2連続(2回)まで」は、夜間対応の始業時刻から終業時刻までの一連の対応を1回として考える。なお、専ら夜間対応に従事する者は含まないものとする。また、夜間対応と次の夜間対応との間に暦日の休日を挟んだ場合は、休日前までの連続して行う夜間対応の回数を数えることとするが、暦日の休日中に夜間対応が発生した場合には当該対応を1回と数えることとし、暦日の休日前までの夜間対応と合算して夜間対応の連続回数を数えること。

エの「夜間勤務のニーズを踏まえた勤務体制の工夫」は、単に従業者の希望に応じた夜間対応の調整 をする場合等は該当しない。

オの「ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減」は、例えば、看護記録の音声入力、情報通信機器を用いた利用者の自宅等での電子カルテの入力、医療情報連携ネットワーク等のICTを用いた関係機関との利用者情報の共有、ICTやAIを活用した業務管理や職員間の情報共有等であって、業務負担軽減に資するものが想定される。なお、単に電子カルテ等を用いていることは該当しない。

カの「電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保」は、例えば、利用者又はその家族等からの看護に関する連絡相談を担当する者からの対応方法等に係る相談を受けられる体制等が挙げられる。

★☆★ポイント★☆★

随時の訪問看護サービスのみの利用者については、緊急時訪問看護加算の算定はできません。

特別管理加算について

【地域密着型報酬告示1注13】※区分支給限度基準額の算定対象外

基準

イ(2)について、訪問看護サービスに関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。以下同じ。)に対して、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて、特別管理加算として、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1)特別管理加算(I) 500単位
- (2)特別管理加算(Ⅱ) 250単位

【厚生労働大臣が定める状態 利用者等告示33】

大臣

次のいずれかに該当する状態

状態

- イ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強 心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ 若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ロ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法 指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導

管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導 管理を受けている状態

- ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ニ 真皮を越える褥瘡の状態
- ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

【厚生労働大臣が定める区分 利用者等告示34】

大臣

特別管理加算 (I)

区分

特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態にある者に対して指定定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護を行う場合

特別管理加算(Ⅱ)

特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態のロ、ハ、ニ又はホに規定する状態にある者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合

【留意事項通知 第2の2(12)】

留意事項

- ①特別管理加算については、利用者や居宅介護支援事業所が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 を選定する上で必要な情報として届け出させること。
- ②特別管理加算は、介護保険の給付対象となる訪問看護サービスを行った日の属する月に算定するものとする。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算は算定できないこと。
- ③特別管理加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。
- ④「真皮を越える褥瘡の状態」とは、NPUAP (National Pressure Ulcer of Advisory Panel) 分類 Ⅲ度若しくはⅣ度又はDESIGN分類(日本褥瘡学会によるもの)D3、D4若しくはD5に該当する状態をいう。
- ⑤「真皮を越える褥瘡の状態にある者」に対して特別管理加算を算定する場合には、定期的(1週間に 1回以上)に褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価(褥瘡の深さ、滲出液、大きさ、炎症・感染、 肉芽組織、壊死組織、ポケット)を行い、褥瘡の発生部位及び実施したケア(利用者の家族等に行う 指導を含む)について訪問看護サービス記録書に記録すること。
- ⑥「点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態」とは、主治の医師が点滴注射を週3日以上行うことが必要である旨の指示を定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に行った場合であって、かつ、当該事業所の看護職員が週3日以上点滴注射を実施している状態をいう。
- ⑦⑥の状態にある者に対して特別管理加算を算定する場合は、点滴注射が終了した場合その他必要が認められる場合には、主治の医師に対して速やかに当該者の状態を報告するとともに、訪問看護サービス記録書に点滴注射の実施内容を記録すること。
- ⑧訪問の際、症状が重篤であった場合には、速やかに医師による診療を受けることができるよう必要な 支援を行うこととする。

★☆★ポイント★☆★

単に留置カテーテルが挿入されているだけでは算定できません。留置カテーテルからの排液の性状、量などの観察、薬剤の注入、水分パランスの計測等計画的な管理を行う必要があります。また、輸液用のポート等が挿入されている場合であっても、訪問看護において一度もポートを用いた薬剤の注入を行っていない場合は、計画的な管理が十分に行われていないため算定できません。

また、経管栄養や中心静脈栄養の状態にある利用者は留置カテーテルを使用している状態にある者であるため、特別管理加算(I)が算定できます。

なお、理学療法士等による訪問看護のみを利用する利用者については、特別管理加算が、別に厚生労働大臣が定める状態にある利用者に対して、当該状態にかかる計画的な管理を行った場合に算定するとされており、理学療法士によりリハビリテーションを中心とした訪問看護のみを利用する利用者については、一般的には当該加算は算定できません。

ターミナルケア加算について

【地域密着型報酬告示1注14】※区分支給限度基準額の算定対象外

基準

イ(2)について、在宅で死亡した利用者について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(死亡日及び死亡日前14日以内に当該利用者(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。)に訪問看護を行っている場合にあっては、1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。)は、ターミナルケア加算として、当該利用者の死亡月につき2,500単位を所定単位数に加算する。

【厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示45】

大臣 基準

- イ ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応 じて、指定訪問看護を行うことができる体制を整備していること。
- ロ 主治の医師との連携の下に、指定訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること。
- ハ ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。

【厚生労働大臣が定める状態 利用者等告示35】

大臣

次のいずれかに該当する状態

状態

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。)をいう。)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

【留意事項通知 第2の2(13)】

留意 事項

- ①ターミナルケア加算については、在宅で死亡した利用者の死亡月に算定することとされているが、ターミナルケアを最後に行った日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定することとする。
- ②ターミナルケア加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおけるターミナルケア加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護・指導料における在宅ターミナルケア加算(以下2において「ターミナルケア加算等」という。)は算定できないこと。
- ③一の事業所において、死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険又は介護保険の給付の対象となる訪問看護をそれぞれ1日以上実施した場合は、最後に実施した保険制度においてターミナルケア加算等を算定すること。この場合において他制度の保険によるターミナルケア加算等は算定できないこと。
- ④ターミナルケアの提供においては、次に掲げる事項を訪問看護サービス記録書に記録しなければならない。
 - ア 終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録
 - イ 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過について の記録
 - ウ 看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録。なお、ウについては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応すること。
- ⑤ターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、24時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケア加算を算定することができるものとする。
- ⑥ターミナルケアの実施にあたっては、他の医療及び介護関係者と十分な連携を図るよう努めること。

★☆★ポイント★☆★

死亡日及び死亡日前14日前に介護保険、医療保険でそれぞれ1回、合計2回ターミナルケアを実施した場合は、最後に実施した保険制度において算定してください。

主治の医師の特別な指示があった場合の取扱いについて

【地域密着型報酬告示1注15】

基準

イ(2)について、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問看護サービスを利用 しようとする者の主治の医師(介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。)が、当該者が急性増 悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日か ら14日間に限って、イ(1)に掲げる所定単位数を算定する。

【留意事項通知 第2の2(14)】

留意事項

利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示又は特別指示書の 交付があった場合は、交付の日から14日間を限度として医療保険の給付対象となるものであり、訪問 看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)は算定しない。 この場合においては日割り計算を行うこととし、日割り計算の方法については、当該月における、当該月の日数から当該医療保険の給付対象となる日数を減じた日数を、サービスコード表の訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (I)の日割り単価に乗じて得た単位数と、当該医療保険の給付対象となる日数を、サービスコード表の訪問看護サービス利用者以外の利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (I)の日割り単価に乗じて得た単位数とを合算した単位数を当該月の所定単位数とする。

なお、医療機関において実施する訪問看護の利用者について、急性増悪等により一時的に頻回の訪問 看護を行う必要があって、医療保険の給付対象となる場合には、頻回の訪問看護が必要な理由、その期 間等については、診療録に記載しなければならない。

サービス種類相互の算定関係について

【地域密着型報酬告示1注16】

基準 利用者が短期入所

利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費は、算定しない。

【留意事項通知 第2の2(2)】

留意 事項

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者が、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護(以下「通所系サービス」という。)又は短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護(短期利用居宅介護費を算定する場合に限る。)、短期利用特定施設入居者生活介護、地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護(短期利用居宅介護費を算定する場合に限る。) (以下「短期入所系サービス」)を利用した場合の取扱いについては、次のとおりとする。

①通所系サービス利用時

所定単位数から、当該月の通所系サービスの利用日数に注5に定める単位数を乗じて得た単位数を減 じたものを、当該月の所定単位数とする。

②短期入所系サービス利用時

短期入所系サービスの利用日数に応じた日割り計算を行う。具体的には、当該月の日数から、当該月の短期入所系サービスの利用日数(退所日を除く。)を減じて得た日数に、サービスコード表の定期 巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)又は(II)若しくは(III)の(1)の日割り単価を乗じて得 た単位数を、当該月の所定単位数とする。

【地域密着型報酬告示1注17】

基準

利用者が一の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている間は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所以外の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費は、算定しない。

初期加算について

【地域密着型報酬告示1二】

基準 割期加算 30単位

(注) イ(定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I))及びロ(定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I))について、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を開始した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を再び開始した場合も、同様とする

★☆★ポイント★☆★

病院等に入院するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者が一旦契約を解除した場合で、 退院後に再度当該サービスを利用する場合、契約解除日から30日以内に再契約する場合は、初期加算は算定 できません。

退院時共同指導加算について

【地域密着型報酬告示1ホ】

基準 Ⅰ 退院時共同指導加算 600単位

(注) イ(2) (定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I) 訪問看護サービスを行う場合) について、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導(当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供することをいう。以下同じ。) を行った後、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の訪問看護サービスを行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする利用者については2回)に限り、所定単位数を加算する。

【留意事項通知第2の2(15)】

留意事項

①退院時共同指導加算は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が 退院又は退所するに当たり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の看護師等が退院時共同指導 を行った後に、当該者の退院又は退所後、初回の訪問看護サービスを実施した場合に、1人の利用者 に当該者の退院又は退所につき1回(厚生労働大臣が定める状態(利用者等告示第六号(第33号に おいて準用する第六号)を参照のこと。)にある利用者について、複数日に退院時共同指導を行った 場合には2回)に限り、当該加算を算定できること。この場合の当該加算の算定は、初回の訪問看護 サービスを実施した日の属する月に算定すること。

なお、当該加算を算定する月の前月に退院時共同指導を行っている場合においても算定できること。 また、退院時共同指導は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが 可能な機器をいう。以下同じ。)を活用して行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置 等の活用について当該利用者又はその看護に当たる者の同意を得なければならない。なお、テレビ電 話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個 人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガ イドライン」等を遵守すること。

- ②2回の当該加算の算定が可能である利用者(①の厚生労働大臣が定める状態の者)に対して複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所又は訪問看護ステーションが退院時共同指導を行う場合にあっては、1回ずつの算定も可能であること。
- ③複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等が退院時共同指導を行う場合には、主治の医師の 所属する保険医療機関又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に対し、他の定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所等における退院時共同指導の実施の有無について確認すること。
- ④退院時共同指導加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける退院時共同指導加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における当該加算は算定できないこと(②の場合を除く。)。
- ⑤退院時共同指導を行った場合は、その内容を訪問看護サービス記録書に記録すること。

【厚生労働大臣が定める状態 利用者等告示33】

利用

次のいずれかに該当する状態

者等

- イ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強 心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ 若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ロ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法 指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導 管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導 管理を受けている状態
- ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ニ 真皮を越える褥瘡の状態
- ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

総合マネジメント体制強化加算について

【地域密着型報酬告示1へ】※区分支給限度基準額の算定対象外

基準

- (注) イ(定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I))及び口(定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(II))について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 総合マネジメント体制強化加算(I) 1,200単位
 - (2)総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) 800単位

【厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示46】

大臣

イ 総合マネジメント体制強化加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

基準

(1) 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っていること。

- (2) 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所が提供することのできる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的 な内容に関する情報提供を行っていること。
- (3) 日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。
- (4) 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。
- (5) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一) 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること。
 - (二) 地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業者が当該事業を行う事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。
 - (三) 市町村が実施する法第115条の45第1項第二号に掲げる事業や同条第2項第四号に掲げる事業等に参加していること。
 - (四) 地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っていること。
- ロ 総合マネジメント体制強化加算(Π) Υ (1)及び(2)に掲げる基準に適合すること。

【留意事項通知第2の2(16)】

留意 事項

- ①総合マネジメント体制強化加算は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービス並びに訪問看護サービスを適宜適切に組み合わせて、利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供し、総合的に利用者の在宅生活の継続を支援するために、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が、日常的に共同して行う調整や情報共有等の取組、また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が、地域包括ケアの担い手として、地域に開かれたサービスとなるよう、サービスの質の向上を図りつつ、認知症対応を含む様々な機能を発揮し、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進するため、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を評価するものである。
- ②総合マネジメント体制強化加算(I)は、次に掲げるいずれにも該当する場合に算定する。
 - ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の 変化を踏まえ、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、随時適 切に見直しを行っていること。
 - イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護が地域に開かれたサービスとなるよう、地域との連携を図る とともに、地域の病院の退院支援部門、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、事 業所において提供することができる具体的なサービスの内容等について日常的に情報提供を行っ ていること。
 - ウ 利用者及び利用者と関わりのある地域住民や商店等からの日頃からの相談体制を構築し、事業所 内外の人(主に独居、認知症の人とその家族)にとって身近な存在となるよう、事業所が主体と なって、地域の相談窓口としての役割を担っていること。
 - エ 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。なお、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行うための取組とは、

例えば、利用者となじみの関係のある地域住民や商店等の多様な主体や地域における役割、生きがいなどを可視化したものを作成し、事業所の従業者で共有していることをいう。

- オ 次に掲げるいずれかに該当すること
 - ・障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所において、世代間の交流(障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等の指定を併せて受 け、一体的に運営が行われている場合を含む)を行っていること。
 - ・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、地域住民等、当該事業所以外の他の指定居 宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者等と共同で、認知症や介護に関する事例検 討会、研修会等を定期的に行うこと。
 - ・市町村が実施する通いの場、在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等において、介護 予防に資する取組、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所以外のサービス事業所又は 医療機関との連携等を行っていること。
 - ・都道府県知事により居住支援法人(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する 法律(平成19年法律第112号)第40条に定める住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。)の 指定を受け、利用者や地域の高齢者等の住宅確保要配慮者の居住支援について、市町村や地域 の関係者等と協力しながら、地域の担い手として実施していること。
- ③総合マネジメント体制強化加算 (II) は、①ア及びイのいずれにも該当する場合に算定する。

生活機能向上連携加算について

【地域密着型報酬告示1ト】

基準

- (1) 生活機能向上連携加算(I) 100単位
- (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位
- (注1) (1) について、計画作成責任者(指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項に規定する 計画作成責任者をいう。注2において同じ。)が、指定訪問リハビリテーション事業所(指定 居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下 「指定居宅サービス基準」という。)第76条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション 事業所をいう。以下同じ。)、指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス基準第 111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。) 又はリハ ビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第 2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は 当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同 じ。) の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目 的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画(指定地域密着型サービス基準第3条の24 第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画をいう。この注及び注2において同 じ。)を作成し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護(イ又はロの所定単位数を算定している場合に限る。以下この注及び注2に おいて同じ。)を行ったときは、初回の当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われ た日の属する月に、所定単位数を加算する。

(注2) (2) について、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス基準第75条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス基準第110条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったときは、初回の当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

【留意事項通知 第2の2(17)】

留意

①生活機能向上連携加算(Ⅱ)について

事項

- イ 「生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」とは、利用者の日常生活 おいて介助等を必要とする行為について、単に訪問介護員等が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、訪問介護員等が提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容を定めたものでなければならない。
- ロ イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、認可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心として半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下2において同じ。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下2において「理学療法士等」という。)が利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する又は当該理学療法士等及び計画作成責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンス(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第9号に規定するサービス担当者会議として開催されるものを除く。以下①において同じ。)を行い、当該利用者のADL(寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等)及びIADL(調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等)に関する利用者の状況につき、理学療法士等と計画作成責任者が共同して、現在の状況及びその改善可能性の評価(以下「生活機能アセスメント」という。)を行うものとする。

カンファレンスは、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

また、この場合の「カンファレンス」は、サービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で、計画作成責任者及び理学療法士等により実施されるもので差し支えない。さらに、この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリ

テーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施 設若しくは介護医療院である。

- ハ イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲 げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載しなければならない。
 - a 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容
 - b 生活機能アセスメントの結果に基づき、aの内容について定めた3月を目途とする達成目標
 - c bの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標
 - d b及びcの目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容
- 二 ハのb及びcの達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見 も踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向 上につながるよう、例えば当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要とな る基本的な動作(立位又は座位の保持等)の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的 かつ客観的な指標を用いて設定すること。
- ホ イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び当該計画に基づく訪問介護員等が行う指定定期 巡回・随時対応型訪問介護看護の内容としては、例えば次のようなものが考えられること。

[達成目標として「自宅のポータブルトイレを1日1回以上利用する(1月目、2月目の目標として座位の保持時間)」を設定。]

(1月目)

訪問介護員等は週2回の訪問の際、ベッド上で体を起こす介助を行い、利用者が5分間の 座位を保持している間、ベッド周辺の整理を行いながら安全確保のための見守り及び付き 添いを行う。

(2月目)

ベッド上からポータブルトイレへの移動の介助を行い、利用者の体を支えながら、排泄の 介助を行う。

(3月目)

ベッド上からポータブルトイレへ利用者が移動する際に、転倒等の防止のため付き添い、 必要に応じて介助を行う(訪問介護員等は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護提供 時以外のポータブルトイレの利用状況等について確認を行う)。

- へ 本加算はロの評価に基づき、イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき提供された初回の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日が属する月を含む3月を限度として算定されるものであり、3月を超えて本加算を算定しようとする場合は、再度ロの評価に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直す必要があること。なお、当該3月の間に利用者に対する指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーション等の提供が終了した場合であっても、3月間は本加算の算定が可能であること。
- ト 本加算を算定する期間中は、各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者のADL及びIADLの改善状況及びハのbの達成目標を踏まえた適切な対応を行うこと。

②生活機能向上連携加算 (I) について

- イ 生活機能向上連携加算(I)については、①ロ、へ及びトを除き①を適用する。本加算は、理学療法士等が自宅を訪問せずにADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握した上で計画作成責任者に助言を行い、計画作成責任者が、助言に基づき①イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成(変更)するとともに、計画作成から3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告することを定期的に実施することを評価するものである。
 - a ①イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、理学療法士等は、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画作成責任者と連携してICTを活用した動画やテレビ電話装置等を用いて把握した上で、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画作成責任者に助言を行うこと。なお、ICTを活用した動画やテレビ電話装置等を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と計画作成責任者で事前に方法等を調整するものとする。
 - b 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画作成責任者は、aの助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で、①イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成を行うこと。なお、①イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画には、aの助言の内容を記載すること。
 - c 本加算は、①イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき指定指定定期巡回・随時 対応型訪問介護看護を提供した初回の月に限り、算定されるものである。なお、aの助言に 基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直した場合には、本加算を算定すること は可能であるが、利用者の急性増悪等により定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直 した場合を除き、①イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護を提供した翌月及び翌々月は本加算を算定しない。
 - d 3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告すること。なお、再度 a の助言に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直した場合には、本加算の 算定が可能である。

★☆★ポイント★☆★

初回は(Π)で加算を算定していた利用者に対して、3月後に(Π)の基準が満たせず、(I)の基準が満たせる場合は、(I)の加算を算定することができると考えます。また、その後、再度(Π)の基準を満たせる場合(Π)の加算を算定することが可能と考えます。ただし、本加算は理学療法士等の助言(I)や理学療法士等の訪問及び利用者の身体の状況等の共同評価(Π)を行ったうえで、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成する必要があり、留意事項通知①のハに3月を目途とする達成目標及び各月の経過的な達成目標を記載し、達成度合いを利用者及び理学療法士等に報告する必要があることから、3月毎と考え、下記のような取り扱いとします。

(不可)	N月	N+1月	N+2月	N+3月	N+4月	N+5月	N+6月	N+7月	N+8月
	加算(Ⅱ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅱ)	加算(I)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅱ)

N月	N+1月	N+2月	N+3月	N+4月	N+5月	N+6月	N+7月	N+8月
加算(Ⅱ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅱ)	加算(I)			加算(Ⅱ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅱ)

認知症専門ケア加算について

(可)

【地域密着型報酬告示1チ】

基準

- (注)別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イ又は口については1月につき、ハについては定期巡回サービス又は随時訪問サービスの提供を行った際に1日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) イ又は口を算定している場合
 - (一) 認知症専門ケア加算(I) 90単位
 - (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)120単位
 - (2) ハを算定している場合
 - (一) 認知症専門ケア加算(I) 3単位
 - (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位

【厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示3の4】

大臣

イ 認知症専門ケア加算 (I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

基準

- (1) 事業所における利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症 の者(以下この号において「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上であること。
- (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、対象者の数が20人以上である場合にあっては1に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
- (3) 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。
- ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イ(2) 及び(3) の基準のいずれにも適合すること。
- (2) 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の20以上であること。
- (3) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
- (4) 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。

【厚生労働大臣が定める者 利用者等告示3の2】

利用者等

- イ 認知症専門ケア加算 (I) を算定すべき利用者 周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者
- ロ 認知症専門ケア加算 (Ⅱ) を算定すべき利用者 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の 者

【留意事項通知第2の2(18)】

留意 事項

①「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランク II、III、IV又はMに該当する利用者を指し、また 「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは 行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランク III、IV又は Mに該当する利用者を指すものとする。

なお、認知症高齢者の日常生活自立度の確認に当たっては、例えばサービス担当者会議等において介護支援専門員から情報を把握する等の方法が考えられる。

- ②認知症高齢者の日常生活自立度 II 以上の割合が 2 分の 1 以上、又は、III 以上の割合が 1 0 0 分の 2 0 以上の算定方法は、算定日が属する月の前 3 月間のうち、いずれかの月の利用者実人員数で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近 3 月間の認知症高齢者の日常生活自立度 II 又は III 以上の割合につき、いずれかの月で所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、直近 3 月間のいずれも所定の割合を下回った場合については、直ちに介護給付費算定に係る体制等に関する届出 (介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (別紙 3 ー 2)、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙 1 3 2)及び別紙 1 4 6並びに根拠資料)を提出しなければならない。
- ③「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331010 号厚生労働省老健局長通知)、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成 18 年 3 月 31 日老計第 0331007 号厚生労働省計画課長通知)に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。
- ④「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」の実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。また、「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

⑤「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、 「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者養成研修」及 び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。

★☆★ポイント★☆★

認知症介護に係る適切な研修とは、現時点では①日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修、 ②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程、③日本 精神科看護師協会が認定している「精神科認定看護師(※認定証が発行されいる者に限る。)」のいずれかの 研修を指します。

また、認知症高齢者の日常生活自立度の確認方法は、医師の判定結果又は主治医意見書を用いて、居宅サービス計画又は各サービスの計画に記載することとなります。なお、複数の判定結果がある場合には、最も新しい判定を用いてください。医師の判定がない場合は、「要介護認定等の実践について」に基づき、認定調査員が記入した同通知中「2 (4)認定調査員」に規定する「認定調査票」の「認定調査票(基本調査)」7の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いてください。

口腔連携強化加算について

【地域密着型報酬告示1リ】

基準 □腔連携強化加算 50単位

(注) イ及び口について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

【厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示46の2】

大臣 基準

- イ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行 うに当たって、歯科診療報酬点数表の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績があ る歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、そ の旨を文書等で取り決めていること。
- ロ次のいずれにも該当しないこと。
 - (1)他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること。
 - (2) 当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。
 - (3) 当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していること。

【留意事項通知第2の2(19)】

留意事項

①口腔連携強化加算の算定に係る口腔の健康状態の評価は、利用者に対する適切な口腔管理につなげる観点から、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。

- ②口腔の健康状態の評価の実施に当たっては、必要に応じて、厚生労働大臣が定める基準における歯 科医療機関(以下「連携歯科医療機関」という。)の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生 士に口腔の健康状態の評価の方法や在宅歯科医療の提供等について相談すること。なお、連携歯科 医療機関は複数でも差し支えない。
- ③口腔の健康状態の評価をそれぞれ利用者について行い、評価した情報を歯科医療機関及び当該利用 者を担当する介護支援専門員に対し、別紙様式8等により提供すること。
- ④歯科医療機関への情報提供に当たっては、利用者又は家族等の意向及び当該利用者を担当する介護 支援専門員の意見等を踏まえ、連携歯科医療機関・かかりつけ歯科医等のいずれか又は両方に情報 提供を行うこと。
- ⑤口腔の健康状態の評価は、それぞれ次に掲げる確認を行うこと。ただし、ト及びチについては、利 用者の状態に応じて確認可能な場合に限って評価を行うこと。

イ 開口の状態

ホ 左右両方の奥歯のかみ合わせの状態

ロ 歯の汚れの有無

へ むせの有無

ハ 舌の汚れの有無

- ト ぶくぶくうがいの状態
- ニ 歯肉の腫れ、出血の有無 チ 食物のため込み、残留の有無
- ⑥口腔の健康状態の評価を行うに当たっては、別途通知(「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、 口腔の実施及び一体的取組について」)及び「入院(所)中及び在宅等における療養中の患者に対する口 腔の健康状態の確認に関する基本的な考え方」(令和6年3月日本歯科医学会)等を参考にすること。
- ⑦口腔の健康状態によっては、主治医の対応を要する場合もあることから、必要に応じて介護支援専門 員を通じて主治医にも情報提供等の適切な措置を講ずること。
- ⑧口腔連携強化加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議等を活用し決定することと し、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔の健康状態の評価を継続的に実施すること。

サービス提供体制強化加算について

【地域密着型報酬告示1ヌ】※区分支給限度基準額の算定対象外

基準

- (注) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法に より、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、 当該基準に掲げる区分に従い、イ又は口については1月につき、ハについては定期巡回サービス 又は随時訪問サービスの提供を行った際に1回につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただ し、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定 しない。
 - (1) イ又はロを算定している場合

(一) サービス提供体制強化加算(I) 750単位

(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6 4 0 単位

(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 350単位

(2) ハを算定している場合

(一) サービス提供体制強化加算(I) 2 2 単位

(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位 (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

【厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示47】

大臣

イ サービス提供体制強化加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

基準

(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の全ての定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者(指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下同じ。)に対し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること

6 単位

- (2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の技術 指導を目的とした会議を定期的に開催すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の全ての定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。
- (4) 次のいずれかに適合すること。
 - (一) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉 士の占める割合が100分の60以上であること。
 - (二) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数 10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。
- ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。
 - (1) イ(1) から(3) までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。
- ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。
 - (1) イ(1) から(3) までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (2) 次のいずれかに適合すること。
 - (一) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の 占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修 課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。
 - (二) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること。
 - (三) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

【留意事項通知第2の2(20)】

留意

①研修について

事項

定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス 従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、定期 巡回・随時対応型訪問介護看護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期 等を定めた計画を策定しなければならない。

②会議の開催について

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の全てが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができる。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、おおむね1月に1回以上開催されている必要がある。また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- 家庭環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

③健康診断等について

健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する 労働者」に該当しない定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごと に1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに加算を算定しようとする場合にあ っては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足り るものとする。

- ④職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得又は研修の課程を修了している者とすること。
- ⑤前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出(介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙3-2)、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3-2)及び別紙14-6並びに根拠資料)を提出しなければならない。
- ⑥勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。
- ⑦勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護 サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務し た年数を含めることができるものとする。

介護職員等処遇改善加算について(令和6年6月1日から)

【地域密着型報酬告示1ル】※区分支給限度基準額の算定対象外

基準

(注1)

別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)介護職員等処遇改善加算(I)

イからヌまでにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数

(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)

イからヌまでにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数

(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)

イからヌまでにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数

(4)介護職員等処遇改善加算(IV)

イからヌまでにより算定した単位数の100分の145に相当する単位数

(注2)

令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を 実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定め る様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(注1の加算を算定している ものを除く。)が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準 に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算 を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算 (V) (1)

イからヌまでにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2)

イからヌまでにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(V) (3)

イからヌまでにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数

(4)介護職員等処遇改善加算(V)(4)

イからヌまでにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数

(5)介護職員等処遇改善加算(V)(5)

イからヌまでにより算定した単位数の100分の184に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算(V) (6)

イからヌまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

(7)介護職員等処遇改善加算(V)(7)

イからヌまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

(8) 介護職員等処遇改善加算 (V) (8)

イからヌまでにより算定した単位数の100分の158に相当する単位数

(9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9)

イからヌまでにより算定した単位数の100分の142に相当する単位数

(10) 介護職員等処遇改善加算 (V) (10)

イからヌまでにより算定した単位数の100分の139に相当する単位数

(11)介護職員等処遇改善加算(V)(11)

イからヌまでにより算定した単位数の100分の121に相当する単位数

(12) 介護職員等処遇改善加算 (V) (12)

イからヌまでにより算定した単位数の100分の118に相当する単位数

(13) 介護職員等処遇改善加算 (V) (13)

イからヌまでにより算定した単位数の100分の100に相当する単位数

(14) 介護職員等処遇改善加算 (V) (14)

イからヌまでにより算定した単位数の100分の76に相当する単位数

【厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示48】

大臣

イ 介護職員等処遇改善加算 (I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

基準

- (1)介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
 - (一) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(IV)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。
 - (二) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、(1) の賃金改善に関する計画、 当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した 介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長(特別区の区長を含む。以 下同じ。)に届け出ていること。
- (3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。
- (4) 指定指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員 の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

- (6) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。) を定めていること。
 - (二) (一) の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (三)介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - (四) (三) について、全ての介護職員に周知していること。
 - (五)介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を 判定する仕組みを設けていること。
 - (六) (五) について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (8) (2) の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。
- (9) (8) の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
- (10) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費におけるサービス提供体制強化加算(I)又は(II)のいずれかを届け出ていること。
- ロ 介護職員等処遇改善加算(II) イ (1) から (9) までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ハ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イ(1) (一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれ にも適合すること。
- 介護職員等処遇改善加算 (IV) Y (1) (1) (1) (2) から (1) から (1) から (2) から (2) から (2) から (3) に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ホー介護職員等処遇改善加算 (V) (1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) イ (1) (二) 及び (2) から (10) までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- → 介護職員等処遇改善加算(V)(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 今和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算 (I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- (2) (1) (Ξ) 、(2) から (6) まで、(7) (-) から (B) まで及び (8) から (10) までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ト 介護職員等処遇改善加算 (V) (3) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ) を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- -(2) +(1) (二) 及び +(2) から +(9) までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- チ 介護職員等処遇改善加算 (V) (4) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- (2) イ(1) (二)、(2) から(6) まで、(7) (一) から(四) まで、(8) 及び(9) に掲 げる基準のいずれにも適合すること。
- リー介護職員等処遇改善加算 (V) (5) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- -(2) イ(1) (二)、(2) から(6) まで、(7) (一) から(四) まで及び(8) から(10) までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ヌ 介護職員等処遇改善加算(V)(6)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1)令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- -(2) イ(1) (二)、(2) から(6) まで、(7) (一) から(四) まで、(8) 及び(9) に 掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ル 介護職員等処遇改善加算 (V) (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- (2) + (1) (Ξ) 、(2) から (6) まで及び (8) から (10) までに掲げる基準のいずれにも 適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。) を定めていること。
 - b a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修 の機会を確保していること。
 - b a について、全ての介護職員に周知していること。

- ヲ 介護職員等処遇改善加算 (V) (8) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- -(2) イ (1) ((一) 及び (二) に係る部分を除く。) 及び (2) から (8) までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ワー介護職員等処遇改善加算 (V) (9) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- -(2) イ (1) (二) 、(2) から (6) まで、(8) 及び (9) に掲げる基準のいずれにも適合する こと。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。) を定めていること。
 - b a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の 機会を確保していること。
 - b a について、全ての介護職員に周知していること。
- カ 介護職員等処遇改善加算 (V) (10) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 及び介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) (1) (Ξ) 、(2) から (6) まで及び (8) から (10) までに掲げる基準のいずれにも 適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。) を定めていること。
 - b a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の 機会を確保していること。
 - b a について、全ての介護職員に周知していること。
- ヨ 介護職員等処遇改善加算(V)(11) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- -(2) イ (1) ((一) 及び(二) に係る部分を除く。)、(2) から (6) まで、(7) (一) から (四) まで及び (8) に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- タ 介護職員等処遇改善加算 (V) (12) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ) を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- -(2) イ (1) (二) 、(2) から (6) まで、(8) 及び (9) に掲げる基準のいずれにも適合する こと。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。) を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機 会を確保していること。
 - b a について、全ての介護職員に周知していること。
- → 介護職員等処遇改善加算(V)(13) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。
- -(2) イ (1) ((一) 及び(二) に係る部分を除く。)、(2) から (6) まで及び (8) に掲げる 基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。) を定めていること。
 - b a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機 会を確保していること。
 - b a について、全ての介護職員に周知していること。
- Y 介護職員等処遇改善加算 (V) (1.4) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ) を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていない
- -(2) イ (1) ((一) 及び(二) に係る部分を除く。)、(2) から (6) まで及び (8) に掲げる 基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。) を定めていること。
 - b a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b a について、全ての介護職員に周知していること。

★☆★ポイント★☆★

例年、令和N年4月中旬までに令和N年度の介護職員等処遇加算に係る計画書、令和N年7月末までに令和 N-1年度の介護職員等処遇改善加算に係る実績報告書の提出が必要ですので留意してください。

また、算定する介護職員等処遇改善加算の区分によって、介護職員の資質の向上の支援に関する計画の策定や機会の確保、介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)等について定め、書面を作成し全ての介護職員に周知するなどの対応が必要となりますので留意してください。

9 過去の運営指導において、指摘が多い事項について

【内容及び手続の説明及び同意】

1 運営規程、重要事項説明書の記載内容に一部誤りがある。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成】

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画において担当する従業者の氏名の記載がない。
- 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画が、居宅サービス計画の内容に沿っていないものがある。
- 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、計画の実施状況ではなく、主に心身の変化を把握している。

10 変更の届出等について

(1) 変更の届出【介護保険法第78条の5、115条の15】【介護保険法施行規則第131条の13、140条の30】

指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

#定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービス事業者が行う地域密着型サービスの種類

に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定地域密着型サービス事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

変更があった事項	定期巡回						
①事業所(施設)の名称	0						
②事業所(施設)の所在地	0						
③申請者の名称	0						
④主たる事務所の所在地	0						
⑤法人等の種類	0						
⑥代表者(開設者)の氏名、生年月日、住所及び職名	0						
⑦登記事項証明書・条例等(目的の変更、役員に関する事項の変更など)	0						
⑧事業所(施設)の建物の構造、専用区画等(食堂、機能訓練室、相談室等の位置変更など)							
⑨事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴							
⑩運営規程							
⑪協力医療機関・協力歯科医療機関							
②事業所の種別	0						
⑬介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制							
⑭本体施設、本体施設との移動経路等							
⑤併設施設の状況等							
⑥連携する訪問看護を行う事業所の名称	0						
⑩連携する訪問看護を行う事業所の所在地	0						
®介護支援専門員の氏名及びその登録番号							

【提出書類】

- ·変更届出書(別紙様式第二号(四))
- •付表第2号(一)
- -(参考)付表第2号(一) ※連携型、複数事業所のみ
- ※(付表の記載内容に変更がない場合は不要)+添付書類
- ★☆★体制等に関する届出の場合★☆★
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙3-2)
- ・体制等状況一覧表(別紙1-3)及び添付書類

(2)変更届提出時の添付書類について

変更があった事項	必 要 な 添 付 書 類							
①事業所(施設)の名称	運営規程							
②事業所(施設)の所在地	平面図、写真(外観及び各部屋)、土地及び建物の登記簿 謄本又は賃貸借契約書、運営規程(事業所の所在地を記載 している場合)							
③申請者の名称	登記事項証明書、定款、運営規程(事業所の名称を記載している場合)							
④主たる事務所の所在地	登記事項証明書、定款、土地及び建物の登記簿謄本又は賃 貸借契約書							
⑥代表者(開設者)の氏名、生年月日、 住所及び職名	登記事項証明書又は理事会等の議事録、誓約書(標準様式 6)、役員名簿(参考様式6-2)							
⑦登録事項証明書・条例等	登記事項証明書、定款 《役員に関する事項の変更》 誓約書(標準様式6)、役員名簿(参考様式6-2)、理 事会等の議事録							
⑧事業所(施設)の建物の構造、専用区画等	平面図、写真(変更箇所)							
⑨事業所(施設)の管理者の氏名、生年 月日、住所及び経歴	勤務表(変更月の管理者の勤務状況がわかるもの)、管理 者経歴書(標準様式2)、誓約書(標準様式6)、役員名 簿(参考様式6-2)							
⑩運営規程	運営規程(必ず変更箇所が分かるようにすること) [下記の変更については適宜必要な書類] ≪従業者の職種、員数及び職務の内容≫ 勤務表(変更月のもの)、組織図、資格証の写し ≪営業日及び営業時間≫ 勤務表(変更月のもの)、サービス提供実施単位一覧表 ≪利用定員≫ 勤務表、平面図、サービス提供実施単位一覧表							
⑪協力医療機関・協力歯科医療機関	事業所と医療機関又は歯科医療機関との間で、協力することを締結した事がわかる書類							
③介護老人福祉施設、介護老人保健施 設、病院等との連携・支援体制	事業所と介護老人福祉施設等との間で、連携・支援する体制について締結した事がわかる書類							
⑯⑪連携する訪問看護を行う事業所の 名称及び所在地(連携型のみ)	契約書等の写し							
®介護支援専門員の氏名及びその登録番号	介護支援専門員証の写し							

※変更する事項の内容によって、その他の添付書類の提出を求める場合があります。

※届出様式は下記からダウンロードしてください。

伊万里市ホームページ (https://www.city.imari.lg.jp/24386.htm)

トップページ>市の組織>健康福祉部>長寿社会課>介護事業者の方へ>地域密着型サービス事業者の指定内容の変更、廃止等について

有田町ホームページ (https://www.town.arita.lg.jp/kiji003194/index.html) ホーム>分類から探す>健康・福祉>介護保険>介護保険サービス>介護保険指定申請・更新・変更・体制等に関する様式ついて

	変更危	書出審									
								年		月	B
	地										
市(区・町・村)長殿											
	申請者	名称									
		代表	者職名・日	氏名							
次のとおり指定を受けた内容を変	更しましたので届	け出ま	す。								
						_			_		
			介護保険		番号	\perp		-	+	-	-
			法人番号								
			名称								
指定内容を変更した事業を	听 等		所在地								
サービスの種類											
変更年月日					年		Д	1		В	
変更があった事項(該当に	(O)					変更	の内				
事業所(施設)の名称			(変更前)								
事業所(施設)の所在地											
申請者の名称											
主たる事務所の所在地											
法人等の種類											
代表者(開設者)の氏名、生年月日、住所	及び職名										
登記事項証明書·条例等											
(当該事業に関するものに限る。)											
事業所(施設)の建物の構造、専用区画等 事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日			(変更後)								
	、任所及ひ程定		(2.2.12)								
運営規程			-								
協力医療機関・協力歯科医療機関			-								
事業所の程別 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、:	小器医去院 中的学										
テロス テロス	71 战[國際] [27]										
本体施設、本体施設との移動経路等											
併設施設の状況等			-								
連携する訪問看護を行う事業所の名称			-								
連携する訪問看護を行う事業所の所在地			1								
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	}										
1 「サービスの種類」に該当する付表と		ください	0								
2 「変更があった事項」の「変更の内容 なお、電子申請届出システムを利用 添付書類等の変更内容は、「変更のり てください。	」は、変更前と変更で する際は、「サービス	後の内容	が具体的! に該当する	5付表1	こ変更1	前と弦	更後	の内容	を入り		

11 介護保険指定事業者等の事故発生時の報告について

「指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に基づき、伊万里市に所在する介護保険事業所及び伊万里市の被保険者が利用する介護保険事業所において、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに伊万里市長寿社会課へ報告してください。

1 報告が必要な事故について

- (1) サービスの提供による利用者のけが又は死亡事故その他重大な人身事故の発生
 - ・死亡に至った事故や、医師 (施設の勤務医、配置医を含む) の診断を受け、投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故は原則全て報告してください。
 - ・「サービスの提供による」とは送迎・通院等の間の事故を含む。また、在宅の通所・入所サービス及 び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれるものとす る。
 - ・事業者側の過失の有無は問いません。
 - ・利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは、報告すること。
- (2) 食中毒及び感染症、結核の発生

感染症は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1、2、3及び4類とする。

ただし、5類であっても、インフルエンザ等が施設又は事業所内にまん延する等の状態になった場合には、報告すること。

厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順

(平成18年3月31日厚生労働省告示第268号)

養護老人ホーム等(注:地域密着型サービス事業所等を含みます)の管理者等は、イからハまでに掲げる場合には、有症者等の人数、症状、対応状況等を市町村又は保健所に迅速に報告するとともに、市町村又は保健所からの指示を求めることその他の必要な措置を講じなければならないこと。

- イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が1週 間内に2名以上発生した場合
- ロ 同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ハ イ及び口に掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理 者等が報告を必要と認めた場合
- (3)職員(従業員)の法令違反、不祥事等の発生

利用者からの預り金の横領など利用者の処遇に影響のあるものについては、報告すること。

- (4) その他、報告が必要と認められる事故の発生
 - ・救急搬送があった場合(近年、トラブルが増加していることから)
 - ・他者の薬を誤って服用した場合
- 2 報告様式 (P.86) の様式を使用してください
- ※伊万里市ホームページ (https://www.city.imari.lg.jp/6912.htm)

トップページ>市の組織>総合政策部>情報政策課>共通情報>申請書等のダウンロード(組織別)> 健康福祉部関係>長寿社会課関係>介護保険指定事業者等事故報告書(様式第1号)

※有田町ホームページ(https://www.town.arita.lg.jp/kiji0032063/index.html)

ホーム>分類から探す>健康・福祉>介護保険>介護保険サービス>事故報告書(介護事業所の皆様へ

3 報告期限

- ・第1報は少なくとも報告様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。
- ・その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等について は、作成次第報告すること

	事故報告書	(事	業者→伊	万里市	i)									
	※第1報は、少なくとも ※選択肢については該当								以内を目安に打	是出すること				
] 第1報		第	·報		最終報告			提出	目:	年 月		
1事故 状況	事故状況の程度		受診(外来·往診)、自施設で □ 置			で応急処 □ 入院			死亡] その他(
	死亡に至った場合 死亡年月日	西暦		年		月		日						
2	法人名													
事業	事業所(施設)名									1		<u> </u>		
所	サービス種別		※様式は	は2ぺ-	ージ目も	ありま	すので	、出力の	り際はご	注意くだ	さい。			
の概要	所在地													
	氏名・年齢・性別	氏名				年齢			性別:] 男性	口 女性	_	
	サービス提供開始日	西暦		年		月		日	保険者					
3	住所] 事業所所在地	と同じ		その他()	
対 象 者			要介護度		□ 要支援1	口要支援2	口 要介護1	口 要介護2	口 要介護3	口 要介護4	口 要介護5	口 自立		
	身体状況		認知症高齢者日常生活自立原			□ II a	□ II b	□ III a	□	□ IV	□ M			
	発生日時	西暦		年		月		日		時		分頃(24時間表記	2)	
] 居室(個室)			居室(多	末室)		トイレ] 廊下			
	発生場所] 食堂等共用部			□ 浴室・脱衣室			機能訓練室	□ 施設敷地内の建物外				
] 敷地外			その他()					
4] 転倒			異食				不明	 不明			
事故	事故の種別] 転落			誤薬、与	薬もれ等	□ その他 ()		
の			□ 誤嚥・窒息 □ 医療処置関連(チューブ抜去等)											
	発生時状況、事故内容の詳細													
	特記すべき事項													
5 事 故	発生時の対応													
発	受診方法	□ 施設内の医師(配置医含む)が対応					受診(外来・ 往診)		救急搬送] その他 (,	
生時	受診先	医	療機関名					連絡先	(電話番号)					
の 対	診断名													
応	診断内容] 切傷・擦過傷] その他 (打撲・捻挫	・脱臼] 骨折(部位	:)		
	検査、処置等の概要		·											